

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 26 日)
(第 19 号)

第
19
号
9
月
26
日

平成28年

三重県議会定例会会議録

第19号

○平成28年9月26日（月曜日）

議事日程（第19号）

平成28年9月26日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子

13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
15	番	吉	川		新
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	中	村	欣	一郎
21	番	大	久保	孝	栄
22	番	東			豊
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	北	川	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	館		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央

41	番	中	村	進	一
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	山	本		勝
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福	田	圭	司
書記（事務局次長）	原	田	孝	夫
書記（議事課長）	榊	屋		眞
書記（企画法務課長）	佐々	木	俊	之
書記（議事課課長補佐兼班長）	西	塔	裕	行
書記（議事課班長）	中	村	晃	康
書記（議事課主幹）	西		典	宏

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴	木	英	敬
副知事	石	垣	英	一
副知事	渡	邊	信	一郎
危機管理統括監	稲	垣	清	文
防災対策部長	福	井	敏	人
戦略企画部長	西	城	昭	二
総務部長	嶋	田	宜	浩

健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	田中 功
地域連携部長	服部 浩
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	水島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上 亘
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	川端 郁子
警 察 本 部 長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	青木 正晴

選挙管理委員会委員

高 木 久 代

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。22番 東 豊議員。

〔22番 東 豊議員登壇・拍手〕

○22番（東 豊） 皆さん、おはようございます。9月26日、9月定例会議の一般質問、トップバッターということで、足を生かすとかポテンヒットでも塁に出ればいいなという思いで登壇させていただきたいと思っています。

今日は9月26日ということで、皆さん御承知のとおり、みえ風水害対策の日であります。これは、私がちょうど4歳ぐらいのときだったと思うんですが、伊勢湾台風が和歌山県に上陸をして、大変多くの犠牲者を出されたということを記念いたしました。私も小さいころから、その記憶が今でも忘れられない思い出でありまして、台風は怖いものだという事を思っております。そのことを記念した日ということで、三重県におかれても一生懸命取り組んでいただいていることと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、台風16号で被害に遭われた方、地震でもいろんな形で被害をお受けになられた方の一刻も早い復旧と復興、普通の生活に戻っていただきたいということを祈念いたしますが、実はもう一つ、4年前の2日前、9月24

日の未明のことであつたわけですが、紀伊長島はカツオ船の全国有数の基地でございます、ニッケイタイガーという貨物船と堀栄丸が衝突を三陸沖でしまして、22名の乗組員のうち9名が僚船によって救助されましたが、13名の方が行方不明になって、死亡が認定をされたということでございます。若い乗組員も含め、犠牲を出されたということに対して、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の御平安を引き続きお祈りしたいというふうに思っております。

また、その節には、知事はじめ県当局の方々、事故対応とか、あるいは捜索活動について多大な御尽力を賜りましたこと、改めて、4年前ですが、心にとめておきたい、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

さて、通告に従って質問をします。

半島振興法についてということで、紀伊地域半島振興計画というのをつくっております、今から31年前、つまり昭和60年に施行された半島振興法の趣旨とは、いわゆる半島地域は、三方を海に囲まれた陸地の突出部分としての地理的条件のため、いわば陸の孤島の性格を有し、一般的には交通体系の整備が遅れ、平地に恵まれず、また、水資源も乏しいなどの厳しい制約から、産業立地が思うに任せず、したがって、雇用の機会が少ないことに起因する若年層を中心とした人口流失により、人口の減少及び高齢化が進み、さらに、所得水準が低い、また、市町村の財政力も弱いなど、大きな課題を抱えている地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するというのが趣旨でございます。

そのような課題を解決するために、10年間の時限立法として成立してからはや3度目の期限延長がされておまして、昨年3月であります、法律の趣旨から、これまでの30年間にわたる財政的な援助や公共事業の優先配分、さらには、補助率のかさ上げや税制上あるいは金融上の措置もあり、振興されてこられたというふうに思うんです。

そこで御質問なんです、半島振興法によるこれまでの取組の成果とは一

体どんなものが挙げられるのか、そしてまた、残された課題、将来に向かって取り組もうとしている課題についてどのように捉えていらっしゃるのか、紀伊半島地域の振興を図ろうとする、そういう思いを含めて聞かせていただきたいというふうに思います。

あわせて、時限立法が延長されるに伴い、新たな財政上の措置など、内容の充実があるやに伺っております。そのことを受けて、振興計画の変更のポイントなどもお尋ねをしたい。

そして、これは県土整備部長にお尋ねをするんですが、半島循環道路、基幹的な市町村道の都道府県代行整備、あるいは都道府県道の一次改築にかかわる採択基準の緩和など、特に、奈良県、和歌山県、両県との県境をまたぐ広域道路、通称3桁国道と言われますが、の整備についての取組状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。御答弁をお願い申し上げます。

〔亀井敬子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（亀井敬子） 紀伊地域半島振興計画の成果と課題、また、今後の対応についてのお尋ねでございました。

紀伊地域半島振興計画は、昭和60年に制定された半島振興法に基づき、紀伊地域の広域的かつ総合的な振興を図るため、各種基盤の整備、産業、地域文化の振興や地域間交流の促進等について作成をしたものでございます。

三重県では、半島振興等の各種施策の中で、県南部地域を中心とした半島地域の活性化に取り組んでまいりました。その結果、ここ10年では、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路等道路網の整備が進み、県南部へのアクセスが飛躍的に向上いたしました。また、平成18年度に熊野古道センター、平成21年度には紀南中核的交流施設が整備をされ、集客交流機能が大幅に強化されました。

防災面におきましても、平成18年度には紀北地域に、平成19年度には紀南地域に、東紀州地域の広域防災拠点整備をされ、大規模災害への対応力が向上いたしました。

こうした整備の進展がある一方で、県南部を中心とした半島地域においては人口の流出に歯どめがかからず、少子・高齢化が進み、今後、より一層著

しい人口減少社会に突入していく中で、地域の産業や集落機能を維持することが難しい状況になりつつあります。

こうした社会情勢の変化の中で、国においては平成27年に半島振興法の改正を行い、半島振興の方向性として、今後の半島地域の自立的発展には、整備された基盤も活用しつつ、地域間交流と産業の育成が不可欠との考え方のもと、新たに定住の促進を明確化しております。

これらの考え方に沿って本県では、奈良県、和歌山県とともに、平成27年度からおおむね10年を計画期間として、紀伊地域半島振興計画を変更いたしました。県といたしましても現在、住み続けたいとする取組、戻りたいとする取組、暮らしたくなる取組の三つを柱に、定住の促進や働く場の確保に向けた取組を進めているところでございます。

今後とも、半島全体を視野に入れ、奈良県、和歌山県と連携を密に図りながら、これまでの取組の成果もしっかりと活用し、半島地域の振興に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、私から、紀伊半島地域の道路網の整備についてお答えをさせていただきます。

紀伊半島地域の道路整備は、県内外との交流・連携の促進を図るとともに、地域の安全・安心な生活を支えるため、近畿自動車道紀勢線等で形成され、紀伊半島の道路網の骨格となるアンカールートの整備に取り組んでおります。

特に紀勢線のミッシングリンクの解消については、未開通区間の整備を促進するとともに、未事業化区間となっている熊野インターチェンジから紀宝インターチェンジ間の早期事業化に向けた取組を推進しております。また、奈良県や和歌山県と連携して、アンカールートの縦軸を形成する京奈和自動車道や国道168号などの整備を推進しています。中でも国道169号については、熊野市の小森地区を含む区間を、三重県、和歌山県と共同して、奥瀬道路として直轄事業化を進めたところ、平成28年度には、直轄事業として新規事業

採択されたところでございます。

これらのアンカールートと一体となった道路ネットワークの形成を含め、県管理道路の計画的な整備に取り組んでいます。

例えば尾鷲建設事務所管内では、生活や地域産業を支える道路として、国道311号や県道長島港古里線等の整備を進めております。

また、災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消を目的に、国道422号の整備や耐震性が劣る相賀橋のかけかえ、地域の防災拠点等を結ぶ緊急輸送道路として期待される県道尾鷲港新田線等の整備を進めています。

当地域では、紀勢線等の供用に伴い、養殖ブリの出荷拡大に向けた民間投資が増加するなど、着実にストック効果があらわれてきています。県としましても半島地域の振興を図るため、紀勢線が早期に全線供用するよう、国等に強く働きかけていくとともに、県管理道路の整備に努めてまいります。

〔22番 東 豊議員登壇〕

○22番（東 豊） 映写資料がここにございまして、（パネルを示す）ごらんいただきたいと思うんですが、これが、今、県土整備部長が御答弁いただいたところです。道路網というところがございまして、鋭意、本当に一生懸命取り組んでいらっしゃるということがわかるんですが、残された311号という国道もあったんですが、国道169号もありました。あと、国道422号とか国道260号とか、そういった道路網整備にぜひお忘れなく取り組んでいただきたいというふうに思います。

31年前のことを少し思い出していただきたいんですが、思い出す方がいらっしゃるかもしれませんが、当時、熊野市選出の山下正夫県議会議員という方がおられて、自民党会派の代表質問で、当時、田川知事なんですが、このように答弁されてございます。

半島振興法の課題として、近畿自動車道紀勢線の整備が一つ、もう一つは伊勢湾架橋の問題を取り上げておられました。

時代は移り、社会の情勢の変化もあり、縮小社会に向かおうとしている情勢かと思いますが、県央につきましては、安倍総理の強いリーダーシップの

もと、リニア中央新幹線の8年前倒し計画の道筋がついたという報道もされておりますし、先日は、知事も御出席いただきました熊野尾鷲道路Ⅱ期工事の尾鷲北トンネル工事の安全祈願祭が行われ、着実に進められていることにつきましては、知事はじめ地元国会議員の皆様、そして国土交通省や関係者の皆様に対しまして深く感謝をするところでございます。

新たな時代に向けた紀伊半島を俯瞰し、この地図は参考になると思うんですが、特に紀伊半島南部の特異性というものを重視しながら、3県が連携をして取り組んでいただきたいというふうに思います。

紀伊半島の振興計画について、政府与党と知事は強い信頼関係をお築きですので、ぜひ知事を筆頭に3県の連携を強めていただきたい。特に、県財政厳しい中で、財源確保の手法、活用など、ハード、ソフト、両面にわたって今後とも確実に取り組んでいただきたい、ひとつ10年間というスパンを明確にして取り組んでいただきたいという要望をさせていただきます。

時間の都合で次に参りたいと思います。

大規模災害対策についてであります。復興指針の策定とその後の取組について質問させていただきます。

東日本大震災から5年半が経過しました。これまで県当局におかれましては、地震被害想定や津波浸水予測の見直しをはじめ、津波避難対策、防災教育、災害時要援護者対策、観光客対策、災害対策本部機能・体制の強化など、あらゆる対策において抜本的な見直しを行うとともに、新たな地震・津波対策の方向性を打ち出して取り組んできたところであります。

また、今年3月には、災害発生の直後から速やかに復興作業に着手することができるよう、事前に復興プロセスにおいて必要となる対策を明らかにした三重県復興指針が出されたことは、大変大きく評価をできるものと思っています。災害が発生してから復興のことを考え始めたのでは遅いというのが、東日本大震災で得られた貴重な教訓だと思いますが、そのためにまず必要な復興対策の手順についてまとめられた、いわばソフト系のマニュアルができたのだと思います。

そこでお尋ねをいたしますが、今回の指針はあくまで復興計画をつくるための指針でございまして、概念的な部分が多い印象を受けるのですが、より具体的に、時系列に沿った復興指針とするために、指針に記された取組手順に沿って復興計画を事前につくっておく、つくる模擬的な訓練をされてはいかかかということをご提案させていただきたいと思っております。

実際に復興計画づくりを模擬的に行うことで、県や市町職員の震災復興対応力の向上が図られると同時に、地域住民の復興意識の向上と防災の日常化に資すると思っておりますが、御所見を賜りたいと思っております。

さらに、大規模かつ広域の災害の発生に備えてのことですから、この三重県復興指針を、奈良県や和歌山県とともに情報の共有をして、一緒に共同歩調で取り組むべきだと思いますが、その点についてもお尋ねをいたします。

ついでに申し上げますが、愛知県では震災復興都市計画模擬訓練というのがありまして、もう既に取り組んでおられます。今年も取り組むそうでありますが、三重県においてもそのことについての御意思があるかどうかの御所見を賜りたいというふうに思います。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 復興指針とその後の取組についてのお尋ねでございます。

まずは、復興計画の策定に向けて、市町や地域との共同訓練についてでございます。

大規模災害からの復興に関する法律、いわゆる復興法が施行されまして、復興法では、大規模災害が発生した場合における役割について、国が定める復興基本方針に基づきまして、県は復興方針を、そして市町は復興計画を定めることができるとされております。

一方で、三重県防災対策推進条例では、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、県は復興計画を策定しなければならないと定めております。

また、東日本大震災におきましては、甚大な被害を受けました岩手県や宮

城島などでは、県自らが復興計画を策定して、地域の復興を推進してきました。

このため、本県では、いざ災害が発生した場合に、議員からも御所見がございましたが、県や市町が復興計画の策定作業を迅速かつ円滑に進められるように、平成28年3月に三重県復興指針を策定したところでございます。

復興支援以外の復興に向けた準備についても少し触れさせていただきます。

大規模災害が発生した際には、迅速かつ円滑な対応が必要なことから、現在、三重県新地震・津波対策行動計画の中では、県民生活の再建復興への準備を進める取組といたしまして、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の策定でありますとか、住宅復興計画策定のためのマニュアル策定、災害廃棄物処理計画の策定などを、被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築するために、重点的に取り組んでおるところでございます。

また、今年4月に発生いたしました熊本地震におきましては、様々な課題が見えてきたことから、応急対策を迅速に進め、一日も早く復興対策を実施できるようにということで、市町の業務継続計画の策定促進や個人備蓄の啓発、それから公的備蓄のあり方検討、さらには国や他県からの支援を受けるための受援計画の策定、それから罹災証明の迅速な発行のための態勢整備など、様々な取組を行う予定といたしております。

こうした取組によりまして、復興への準備を進め、応急対策を迅速に実施できる体制を整えることが速やかな復興につながっていくと考えております。

また、三重県復興指針につきましては、市町職員や県民の皆さんに平時から事前復興の取組を進めていただくために、みえ防災・減災センターによる市町職員向けの研修を実施いたしますとともに、県民向けに三重県復興指針の概要版を作成いたしますと、その内容の啓発を図っていくといたしております。まずはこうした研修等を通じまして、事前復興の取組の重要性について、市町や県民の皆さんと共有をしていきたいというふうに考えております。

議員から御提案をいただきました復興計画の事前策定に向けた市町や地域

との共同訓練につきましては、今後の検討課題とさせていただき、都市計画に関する復興計画の策定の作業を模擬訓練する、今、愛知県という御紹介がございましたが、そうした他県の状況、取組を調査してまいりたいというふうに思っております。

次に、復興指針の奈良県、和歌山県との情報共有についてでございます。

奈良県、和歌山県、三重県の3県は、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定に基づきまして、防災への応援をはじめ、食料、飲料水の提供、情報収集、災害応急活動に必要な職員の派遣等について相互に協力し、応援活動を行うことといたしております。

三重県復興指針につきましても、奈良県、和歌山県、両県とは情報共有を図っておりまして、特に和歌山県におきましては、本県の復興指針を参考として様々な検討を行っているというふうに聞いております。

今後も防災対策について、3県でさらなる情報共有に努めまして、大規模災害の発生に当たっては、一日も早い復興に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[22番 東 豊議員登壇]

○22番（東 豊） 映写資料を、写真を先ほどお見せするのを忘れてましたが、（パネルを示す）こういった形で県当局は順次つくられているということ、大変感謝をしますが、これを、市町と共有をする、県民と共有をするということが大事でございますので、特に復興につきましては、被災後2カ月以降、復興計画をつくっていかねばきやいけない、そのときに日ごろから事前で頭の中でシミュレーションを書いておくということが非常に大事だというふうに思っておりますので、ぜひお取り組みいただきたいというふうに思います。

次に、芸術文化の振興について、今回は文化交流ゾーンについてのお尋ねをいたします。

県立文化施設の今後の運営と仕組み、体制についてであります。映写資料でございます。（パネルを示す）こんな形で今、県当局では取組がされて

いるようではありますが、ここのところの、ちょっと御指摘を申し上げたいのが（仮称）経営会議の役割と権限についてであります。果たして、各施設の独自性を生かして一体的に組織運営や事業ができるのだろうかと少し危惧いたします。そして、今、設置されているところの各協議会、諮問機関であります。廃止するとも、たたき台では示されていますが、これは三重県文化審議会の文化交流ゾーンの検討部会で十分検討された報告を受けてのたたき台を県としてつくったんだと思うんですが、各館それぞれにミッションがある中で、本当に県民サービスの向上が図れるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

つまり、文化芸術と学びに関する県のセンター機能を担う施設として、各地域との連携協力事業についてどのように取り組まれるのかという点であります。特に三重県総合博物館（M i e Mu）につきましては、総合博物館として県全域への奉仕というミッションがあると考えますが、その具体的なことが余り書かれていないというところについて御質問したい。

3点目ですが、経営的に集約化するということでありまして、予算配分の効率化を目指しているということが言えると思うんですが、それ以上に、予算を削ると本来果たすべき機能が低下するのではないかと、つまり、芸術文化に関する予算は、収益重視の費用対効果的な物差しとは別の、質の違う物差しというものを持っておくべきではないかと私は考えています。

交流文化ゾーンへの入館者を増やすための企画展などは、大変目立って華々しいわけですが、その準備に係る、余りそれを注力し過ぎると一方では、収集保存や調査研究、地域連携などといった活動が狭められてしまう。限られた予算と特に人材の中で、ますます偏った取組になるのではないかと危惧するのであります。

予算に関して、ほんの一例ですが、今朝の新聞を見ても、少しびっくりするわけですが、2016年度、今年度の図書館の資料費というのが、実は手元全国の予算額比較表があるのですが、三重県は47都道府県中、何と46位になってしまったんですね。厳しい財政状況で限られた予算配分の状況ではあ

りますが、十分それは承知しておりますが、文化芸術に関する物差しというものをしっかり持っていて、関連予算の確保に御努力いただきたいというふうに思います。

こんな言葉がございます。角を矯めて牛を殺す、あるいは枝を矯めて花を散らすということわざがありますが、経営の一体化によってそれぞれの独自性や特徴を封じてしまわないように、ぜひともお願いしたいというふうに思っています。御答弁をお願い申し上げます。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 芸術文化の振興について、3点御質問がありました。

まず、文化交流ゾーン構成施設の新たな運営の仕組みの導入に当たっては、経営会議の存在、それから各館協議会を存続すべきではないかということでございました。

各館協議会につきましては、経営会議、とりわけ経営会議アドバイザーと密接に関係することから、現在、6月の常任委員会での御意見や市町の意見等を踏まえ、経営会議アドバイザーを含む経営会議の運営方法等について、関係者と検討しているところです。この中で、各館協議会についても、状況や専門性の異なる各館が独自性を発揮しながら連携を強化していくために、協議会の役割は重要であるといった意見があり、こうした意見も踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。引き続き、各館等と検討、調整を含め、文化交流ゾーン構成施設が県民の皆さんによりよいサービスを提供できるようにしていきたいと考えております。

次に、文化交流ゾーンに一部指定管理を導入することで効率性のみが追求され、全県に文化振興が行き渡らなくなるのではという御心配でございました。

このことにつきましては、文化交流ゾーン構成施設への一部指定管理の導入でございますが、この中では、施設管理、経営分析の一部、広報の一部の三つを指定管理者の業務としています。

このうち施設管理については、一体的な管理を行うことによるスケールメリットや指定管理者のノウハウの活用等で経費削減を図りたいと考えております。一方、経営分析と広報の一部については、利用者及び県民の要望、そして社会の要請を、館内外での展示や調査研究をはじめとする各館の事業計画に効果的に反映させること等を目的としています。これらを通じて、県民の皆さんの一層の利用拡大と満足度の向上を図りたいと考えております。

平成26年度に策定しました新しいみえの文化振興方針においては、文化の拠点機能の強化として、県立文化施設が施設相互間や市町等との連携を強化する中で、その成果を広く全県域に届けるとしており、文化交流ゾーン構成施設の機能を強化する目的の一つは、成果を全県域に届けることだと考えております。

各館において、館から出て展示等を行う活動、いわゆるアウトリーチ活動でございますが、昨年度においては、みえ県展の移動展示を伊勢市で実施したり、移動美術館として、熊野市及び紀北町において、木をめぐる美術をテーマとした展示を行いました。

今年度においても、例えばみえ県展は、菰野町で移動展示を行いましたし、総合博物館は志摩市において、三重大学との共同研究の成果展示を行うこととしております。

来年度以降においても引き続き、県立施設として全県域を対象としてサービスを提供すること、つまり文化交流ゾーンから遠隔地にある住民の方々にとっても身近な場所において、魅力的な展示や講座などを展開するよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、財政状況が厳しい中、経営だけを重視した、そういう考え方でいいのか、また、文化振興予算をしっかりと確保しているかということでございますけれども、ここ最近の文化施設の事業予算については、例えば、さいくう平安の杜の整備、美術館の改修工事、図書館の情報システムの更新などがあったことから、年度によって大きく変動しています。

ただし、各館の展示事業をはじめとする、いわゆるソフト事業の予算を取

り出してみますと、総合博物館開館後、ここ3年間は、国の地方創生の交付金の有効活用などによりまして、ほぼ横ばいといった状況でございます。

新しいみえの文化振興方針に基づき、様々な取組を進めていくためには、県費が減少傾向の中においても、各館はそれぞれ工夫をし、財源を確保する必要があります。そのために、特に各種の助成金の確保は非常に大きな意味を持ちますし、ほかにも、例えば総合文化センターにおきましては、来客が少ない際のリスクを負わない形での公演の実施や、企業からの協賛金を毎年確保するといった努力をし続けています。

本県といたしましては今後とも、県民の皆さんが文化に触れる機会を減らすことがないように、また、県民の方の満足度が少しでも向上するよう努めていきたいと考えております。

また、議員から御指摘のありました図書購入費でございますけれども、全国46位、非常に低い状況にはなっております。

しかし、県立図書館の取組としまして、三重県図書館情報ネットワークと宅配便を活用した物流ネットワークを、県立学校を含めた県内の図書館と一体的に運用することによって、県立図書館、市町図書館など、それぞれが所蔵する図書を最寄りの図書館や公民館などで利用いただけるような環境になっております。

県立図書館の役割は、全ての県民がよりよい図書館サービスをひとしく利用できるようにすることです。財政厳しい折ではございますが、今後もこの役割を意識し、ネットワークの維持や県内の図書館との連携を図り、三重県全体の図書サービスの向上にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

[22番 東 豊議員登壇]

○22番（東 豊） 御答弁をいただきました。

いろんなことを取り組んでこられてきましたし、これからも取り組んでいくという、一言で言うとそういうことだと思いますが、中央にセンター的に集めると、どうしても遠くが、遠隔地がおろそかになるというのは物の道理

でありまして、ぜひそんなことにならないように取り組んでいただきたい。

少し頭を切りかえると、例えば、ドラえもんというアニメがありますが、どこでも博物館とか、どこでも美術館というような取組を、津市以外で、離れたところでぼんとあちこち移動美術館、移動博物館みたいなものを手軽にできるような企画というのは大変おもしろいんじゃないかなと。そういった発想の柔軟性もぜひ取り入れていただいて、それは学芸員の資質向上にもつながると思いますし、県民とのじかのふれあいということも、肌感覚でいろんなことが、交流ができると思うので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

4番目でございます。自然体験の聖地となるための取組について。特にこの言葉は、昨年度から三重県として取り組まれていることでありますが、今日は、平成20年度から始まっている国の事業として取り組んできた子ども農山漁村交流プロジェクトについての質問をさせていただきたい。

映写資料がちょっとありますので、ごらんをいただきたいと思いますが、（パネルを示す）これが当初の考え方であります。文部科学省と総務省と農林水産省が連携して、小学生に対して取組を、これが中身をちょっと書いたものでございます。（パネルを示す）字が細かいので、プロジェクトの概要とか位置づけとか、指導要領の中に組み込まれていたりとかいうことです。

私はこのことを、平成20年度のときを見させていただいて、大変すばらしいものじゃないかなと、理想的な形ではないかなというふうに感じました。しかし、現在では、画餅に帰すというんですかね、絵に描いた餅のようなところの位置づけになっているのではないかというふうなことを思っています。

映写資料があります。（パネルを示す）これは具体的に直接情報をいただいたので、県の集めている数字とは若干違うかもわかりませんが、代表的なところ三つ、当初国の事業として認められた三つの事業、島の旅社のグラフ、それから大杉谷自然学校の数値、（パネルを示す）それからきほくふるさと体験塾ですね。（パネルを示す）

このグラフを見てみますと、それなりにと言うと失礼ですが、島の旅社は

順調に実績を積み上げておられます。しかし、実際は、宿泊を伴うものはほとんどないと言っていました。日帰り、デイキャンプのような形になってございます。大杉谷自然学校につきましては、宿泊を伴う事業につきましては大台町内の学校だということでした。きほくふるさと体験塾では、友好提携を結んでいる大阪府四条畷市の子どもたちが宿泊しているのですが、農家や林家や漁家にはほとんど宿泊していない状況でございます。

そこで、県内の子ども農山漁村交流プロジェクトの取組、これ以外にもあるかと思いますが、農家民宿の受け入れ体制づくりが、受け入れる側の体制としては重要なんですが、そのことについてお尋ねをしたい。

そして、さらに教育のことでお伺いしますが、生きる力、やり抜く力、あるいは自制心、思いやりの心、自ら考える力や課題解決型グローバル人材の育成について、特に自然体験や野外活動は教育的効果がすぐれていて、学力の向上も期待されると言われているところですが、県内小学校の取組状況と今後の見通しについても教育長にお尋ねをしたいというふうに思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） ただいま議員から、自然体験の関係で、一つは子ども農山漁村交流プロジェクトの現状、もう一つは受け皿となる農林漁業体験民宿の整備状況を進めるべきではないかという2点を御質問いただきました。2点あわせて御答弁させていただきます。

まず、議員から御紹介がありました子ども農山漁村交流プロジェクトについては、小学生を対象としまして、いわゆる農山漁村での体験を通じ、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育て力強い成長を支える教育活動の一環として、平成20年度から、農林水産省、文部科学省、それから総務省の連携によって始まった事業です。

三重県では平成20年度から、農林水産省の交付金を活用して、鳥羽市、大台町、紀北町において、交流体験に携わる人材の育成、体験プログラムの開発支援など、小学生の宿泊体験を受け入れる地域の体制整備に取り組んでまいりました。

平成21年度からは、国のプロジェクトでは対象とならない中学生や高校生、あるいは学校外のスポーツクラブなどの農山漁村体験の促進と、受け入れ地域の拡大を図るため、プロジェクトの実施基準を緩和しまして県単独事業を創設し、地域の実情や体験者のニーズに即したきめ細かな対応を行ってきているところです。その結果、議員からも紹介がありましたが、鳥羽市、松阪市、あるいは紀北町、大台町等、11市町で13団体が取り組んでいただいております。

一方、議員から御指摘がありました地域の受け皿として期待される農林漁業体験民宿について、現在県内では34件が営業をいただいております。本年4月からは、関係法令、旅館業法施行規則でございますが、その改正がありまして、農林漁業者以外でも住居を宿泊施設にして営業できるようになったことから、地域を挙げた農山漁村体験の実施が期待されているところです。

これを受けまして、大紀町では大紀町地域活性化協議会が中心となって、海外からの教育旅行を誘致する活動や地域の受け入れ体制の整備など、新たな取組をスタートさせており、県としましても、アドバイザーの派遣やコーディネート人材の育成などを支援するとともに、こういった取組をモデルとして横展開を県内で図っているところでございます。

また、県では、アウトドアスポーツや農林漁業体験などを通じて国内外からの集客交流を促進するため、本年2月から新たに三重まるごと自然体験事業に取り組んでまいりました。この事業でも、地域の自然を体験する、例えばSEA TO SUMMIT三重紀北など、地域が主体的に開催するイベントへの支援を通じて、地域と連携しながら受け入れ体制の整備を進めているところであります。

今後も引き続き、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進、あるいは三重まるごと自然体験事業の実施により、関係市町や様々な活動団体の皆さんと連携して、豊かな自然、農山漁村の魅力の磨き上げと発信を行い、国内外からの誘客を図ることで、まさしく三重が自然体験の聖地になるよう取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 教育委員会における自然体験の取組について御答弁申し上げます。

平成26年に公表されました国の青少年の体験活動等に関する実態調査などによりますと、子どもは自然体験を通して知的好奇心や感性が豊かに育まれ、社会性や自己肯定感の向上が期待されると言われております。また、学習指導要領では、望ましい人間関係を築く態度の形成などの教育的な意義を一層深めるためには、集団宿泊活動が有効であるとされております。

こうしたことから、県内の公立学校では地域の自然を活用した自然体験活動に取り組んでおり、約7割の小学校が自然の中での集団宿泊活動を実施しております。その多くは、公立の社会教育施設や地域のキャンプ場などを活用して、学校ごとに特色ある活動を行っています。

例えば鈴鹿青少年センターや熊野少年自然の家などでは、天体観測、オリエンテーリング、野外炊飯などが行われており、子どもたちの満足度も90%を超える高い数値となっております。また、地域のキャンプ場では、カヌーなどの海洋体験、木の伐採などの里山保全活動など、豊かな自然とふれあう体験もしています。

その一方で、宿泊を伴う自然体験には宿泊費などの保護者負担もあることから、理解を得ながら進めていく必要があるかと思えます。

県教育委員会といたしましては今後とも、自然体験の教育的な意義を踏まえ、市町教育委員会や関係部局と連携し、学校や地域の実態に応じた自然体験活動のさらなる充実が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔22番 東 豊議員登壇〕

○22番（東 豊） ありがとうございます。御答弁いただきましたが、農家に泊まる、しかも1泊ではない、最初の構想では4泊とか5泊とか長いわけですね。それは非常にハードルが高いと思うんですが、これは仕分けに遭っ

たところもあるんですが、1泊であっても2泊であっても本当に苦勞とか、農林水産のお米一つとってもありがたさ、大事さというのが伝わってまいります。震災のときでも、復興にかける気持ちというのはここから始まるんだと私は思うんですね。そんなことを考えて、ぜひお取り込みいただきたいというふうに思います。

ちょうど15分残りました。最後、5番目でございます。

県民党を掲げる知事の政治姿勢と県政の諸課題への取組姿勢についてを知事にお尋ねいたします。

知事の考える県民党としての政治姿勢とはどのようなものですか。一言でいいんですが、それでは意が通じないと思うので、あと少し、数分間お話をさせていただきたいと思います。

一般的には、特定の政党や会派に軸足を置かず、県民の声を広く聞き、県民に寄り添う政策の展開をするなど、言葉からはイメージしやすいようですが、一方では、県民の生命と財産を守り、一定の障壁や県民の負担や反対があったとしても乗り越えて、一途にその先の県民の豊かさと幸せのために取り組む姿勢を県民党とするというのが考えられるのではないかというふうに思います。

以前、大手新聞社の社説にこんなことが書いてありました。大統領に求められる資質についてということですが、国民が聞きたい言葉を語るのではなく、国民を導く賢明なビジョンを説くことが必要だということです。

首長の特定候補者への選挙応援は、一般論では中立としたほうがよいようです。私も次の選挙を考えるなら、その一般論のように、特定の候補者を表立って応援するよりも中立を堅持するほうがよいと思います。7月の参議院議員選挙での話ですが、県民党を掲げながら特定の候補者を応援するのは大いに問題があるんじゃないか、あるいは次のステップへの選挙へ向けた布石ではないのか、国政転出への踏み台として一生懸命だったんじゃないかというようなささやきも聞こえてきたりもするわけですが、一体、果たしてそうなのかという疑問を私自身持っています。

私は、当選時期も一緒でありますし、5年数カ月いろんな形で意見を交換する中で、むしろ、隅の頭石、やがて家が建ってしまうと見えなくなる、その三重県の頭石になろうとしているんじゃないかというふうにさえ思っております。県内の何カ所かで演説を聞きましたが、私心を捨てる、「私」の「心」であります。私心を捨てて、課題山積の三重県の知事として、県民の利益につながる政策実現のため、政府与党の候補を応援するのがベストだと考えたのではないかと伝わってまいりました。

この議場には、厳しい選挙を勝ち抜かれてこられた先輩、同僚議員ばかりで恐縮であります。政治の基本は信頼関係だと私は思っています。有権者と議員、有権者と知事、議員と知事、そして知事と政府与党との信頼関係を強くする、その上に立って政治力が発揮できるのだと私は思っています。

味方を増やして敵をつくらない、いわゆる八方美人的な対応は一定必要だとは思いますが、誰に対しても好意を持って接することと誰に対しても調子を合わせることは、似て非なるものだと思います。そして、そこからは本当の信頼関係が生まれてこないというふうにも感じております。

その意味から、今回の参議院議員選挙における知事の選んだ行動は、三重県知事として政府与党との強い信頼関係はさらに強固になったものではないかと私自身は感じています。その信頼関係を基礎として、180万人三重県民の幸せのために、他党候補を応援し、支持された方々の御提案や御助言にも十分耳を傾け、柔軟に対応し、総合判断の上、山積する県政の諸課題に全身全霊を込めて取り組んでいただきたい。私は知事にお願いをいたすところで

加えて申し上げますが、新聞等マスコミで見ておりますと色々なことが情報として入ってまいりますが、二代表制では、執行部と議会がいたずらに一体化したりなれ合い関係では、正常な機能が働かない、県民の利益につながるというふうにも思います。

しかし、今回のような参議院議員選挙での知事の行動を捉えて、それこそ国会の与野党の対立関係のように不信任的な言動があるとしたら、私は残念

なことだと感じます。県民の利益にならないことは避けるべきだと思いますし、さらに、先進国首脳会議G7を無事に開催されたあの三重県でとか、日本の精神性のふるさと三重県でとか、あと、東奔西走している、頑張っている若い三重県知事、鈴木知事のこととか、全国に三重県ファンがたくさんいらっしゃると思いますし、いや、世界の三重県応援団から、失望、落胆のため息が聞こえてきそうな気もいたします。

先ほどちょっと申し上げましたが、角を矯めて牛を殺す、枝を矯めて花を散らすというようなことがあったり、また、ある古い書物にこんなことも書いてあります。あなたたちの中で、これまで罪を犯したことの無い者がまずこの女に石を投げなさいとありました。人が人を裁く、責めたり謝らせたりと弓を引くこと自体、三重県の今の状況においては意味のなさないことではないか。敵というのは、そんなことを指しているのではないと。るる申し上げた県政の課題は、国に絶対的に信頼があって、国からの要請を受けて、あるいは国に頼ってやらなければ、この財政的な苦難の状況の中で取り組めない、向かっていけないと私は思っています。

以上、るる申し上げましたが、知事の御所見、8分間残りましたが、どうぞよろしく願い申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東議員から、今回の参議院選挙での私の行動を踏まえた今後の所見ということで御質問をいただきました。

まず、2期目知事選において標榜いたしました県民党というのは、現職としてこれまで取り組んできた防災対策や観光振興や子どもたちの学力向上や医療提供体制の充実をはじめ、1期目で道半ばとなっている政策、あるいはサミットの誘致などの新たな政策、それらを実現し、県民の皆様へ成果をお届けしていくために、県政運営に当たってこれまで以上に幅広い範囲や立場の県民の皆様のお力をおかりしたいとの姿勢を示したものであります。

他方で、今回の参議院議員選挙における特定候補の応援のことで、県民の方々の中には御不満や理解できないとの思いを抱かれた方がいらっしやっ

のは事実であります。そのことも真摯に受けとめ、今後もこれまで同様、多くの県民の皆様の御指導、御理解をいただきながらコツコツと結果を積み重ね、県民の皆さんから一層信頼していただけるよう努力していかなければならないと改めて感じております。

また、議員御指摘のとおり、県政は課題が山積です。また、これから伸びていくべき分野もたくさんあります。それらの課題解決や前進が県民の皆様の利益につながると考えておりますし、私自身もそのために何をすべきかと常々考え、片時も頭を離れることがないと言っても過言ではありません。

その手段の一つとして、現在の三重県の財政が極めて厳しいことに鑑みれば、国の予算や事業を活用することは重要な位置づけであります。そのために、政権与党や関係省庁と信頼関係を構築すること、それらの方々に三重県について強く認識してもらうこと、三重県政の進んでいる方向を理解していただくことは極めて重要であり、これまでもそのような認識で取り組んでまいりました。

例えば伊勢志摩サミット開催後も、伊勢志摩国立公園「国立公園満喫プロジェクト」の選定や、全国に先駆けた気象庁との連携、熊野古道伊勢路の「スポーツ文化ツーリズムアワード2016 10選」の選定など、成果も出ているところであります。

今申し上げたような意味から、先ほど議員からおっしゃっていただいたように、政権与党との信頼関係が強まったと御評価いただくことはありがたいことではあるものの、一方、私としましてはこれまでも、県政に政党的対立を持ち込んだり、無用な混乱を生じさせないように心を砕いてきましたし、今後も同様の姿勢を堅持しまして、各党や県選出国会議員の方々と対応を行っていく所存であります。その中で、政権与党や関係省庁と信頼関係を構築して政策を実現することと、県政において政党的対立を持ち込まず各党と対応すること、この二つを両立することは十分可能であると考えておりますし、これまでもそうしてまいりました。

いずれにしましても、その両立を図ることも、県民の皆様の利益になるよ

う政策実現を図っていくことも、まだまだ至らぬ点の多い私1人では到底なし得ないことであります。県民の皆様はもとより、議員各位、県庁職員のみならず、市町の皆さんをはじめ多くの皆さんの御理解、御協力が必要です。引き続き、何とぞ御指導をよろしくお願い申し上げます。

〔22番 東 豊議員登壇〕

○22番（東 豊） ありがとうございます。心から一県民の1人して、残された今ある課題と一緒に頑張って取り組んでまいりたいという思いが一層強くなりました。

時間が少しありますので、これは言わないほうがいいかなと。五つ原稿があるんです。

今日は9月26日であります。新聞紙上では臨時国会の開会日ということで、安倍総理の所信表明から始まるんだと思うんですが、実は10年前、平成18年のことですが、第3次小泉改造内閣が総辞職をし、安倍晋三が第90代内閣総理大臣に就任した、そして、安倍内閣が発足した日でもございます。鈴木英敬知事は、そのときは政府の参事官補佐ということで、特に教育再生とか地球温暖化対策にスタッフとして入られたということであります。どうぞいろんな横のつながり、縦のつながり、駆使して、三重県民の利益のためにお働きをいただくことを心から祈念申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党、津市選挙区の岡野恵美です。30分間の質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

まず、冒頭に、知事の憲法第9条を守る政治姿勢について伺います。

伊勢新聞、2013年5月3日、憲法記念日の記事によりますと、鈴木英敬知事は5月2日のぶら下がり会見で、3日の憲法記念日に絡み、戦力不保持を定めた憲法第9条第2項に関し、自衛隊のPKOや災害派遣など、今の状態をあらわした文言になっていない、自衛隊の活動に合わせた形にするのがい

いのではと指摘、改憲を支持する考えを示した、このように報道されております。

ところが、私たち日本共産党の2人の議員が当選する直前の2015年2月17日に回答いただいた、2015年度三重県の予算編成と県政運営に関する提案と要望、この中では、憲法第9条をはじめ、憲法改正について知事のお考えをお尋ねしたところ、特別職公務員である三重県知事として、現行憲法を遵守して職務執行を行うと認識していますと述べられておられます。

このことに対して、参議院議員選挙で安倍政権が3分の2の議席を占めたことで、安倍首相は選挙直後に改憲を公言されていますが、知事にお尋ねいたします。

知事は憲法第9条について、守るのか、また、変えることを支持するのか、どちらなのかをお答えください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 憲法に関する御質問をいただきました。

先ほど岡野議員もおっしゃっていただきましたけれども、御承知おきのとおり、三重県知事は特別職公務員として、その職務執行に当たっては憲法を遵守する立場にあります。この議場におきましては執行者としての発言が求められているわけであり、その観点から、遵守する立場にある憲法について、改正の是非や解釈等について個人的見解を述べることは適切ではないと考えておりますので、答弁を控えさせていただきます。

なお、過去、この議場において憲法解釈等について御質問を受けた際にも同様の答弁をさせていただいておりますので、御理解賜れば幸いです。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 選挙後、安倍政権は、約束をしていなかったような改憲を公然とむき出しにいたしました。本当に私はけしからんというふうな思いを持っております。

県民の皆さんは、この安倍政権に対してノーを突きつけたというのが実際のところでございます。憲法を守ってほしいという、そういう思いがひしひ

しと皆さんの訴えの中に込められております。答弁は控えられましたけれども、私は答弁の中でも知事が今の憲法を遵守するのだという言葉の評価したいと思いますので、その立場で県政運営に当たっていただきたい、このことを切望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険の財政運営の都道府県化について、知事にお伺いします。

安倍政権の税と社会保障の一体改革の中で、国民健康保険は平成30年度から、市町村運営から、県が財政運営をし、市町村と共同運営する国民健康保険に変わります。そのため、今、三重県では、県下各地の自治体と協議しながら、財政運営を三重県国民健康保険に移行する作業を行っております。

ところで、津市は今年度から国民健康保険料が21%上がりましたので、市民から悲鳴が起きています。

そこで、津市が市民にお知らせしたモデルケースを表にしてみました。(パネルを示す)モデルケースでさえ、夫婦合わせて年収353万円、給与所得195万円の世帯が支払う国民健康保険料は年間34万3070円で、所得の17%です。給料の1カ月分以上を国民健康保険料の支払いに当てなければならないということだけでも異常ではないでしょうか。ちなみに、協会けんぽはその半分です。

私は、日本共産党の市町の議員から、高過ぎる国民健康保険税の支払いができずに滞納してしまった人の相談が増えているという県民の実態を聞きました。

収入の2割近い国民健康保険税を払っていたが、転職して無職になった時点で払うことができなくなり、払えないことのつらさから、誰にも相談できず、滞納額が100万円近くになってしまった人、また、御主人が病気になり、奥さんがパートに出て、本税は払ったけれども滞納に9%もの延滞金がついて困っている人など、いっぱい出されました。

私は、滞納や、差押えを受けた一番大きな要因は高過ぎる国民健康保険料が原因だと考えますが、知事の考えをお聞きいたします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 国民健康保険の現状と課題をどのように認識し、財政運営の都道府県化に向けてどのように対応していくのかという御質問であります。

市町村が運営する国民健康保険は、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの被用者保険に加入する方々を除く全ての方を被保険者とする公的医療保険制度であって、国民皆保険の最後のとりでとも言えるものであります。

国民健康保険は、全国的に高齢者や低所得者の被保険者が多いという構造的な問題を抱えており、保険料収入が少なく医療費水準が高いなど、厳しい財政運営になっています。

また、小規模保険者の市町村が多いことから、財政運営が不安定となりやすい状況にあります。さらに、被保険者にとっては、保険給付は同じであるにもかかわらず、保険料は市町村間で格差があるといった不公平感があります。

本県においても、全国の状況と同様、高齢者や低所得者層の加入割合が高くなっており、60歳から74歳までの被保険者が約56%を占めるとともに、無職者世帯が半分近くを占めております。

また、29市町のうち18市町は、財政基盤が不安定になるリスクの高い被保険者1万人以下の小規模保険者です。

なお、市町間の格差について、1人当たり医療費の格差は1.45倍、1人当たり保険料の格差は1.77倍、保険料収納率については、高いところで約98%、低いところで約89%となっています。

このような中、平成25年8月、社会保障制度改革国民会議において、多額の赤字補填などの問題を抱えながら市町村が運営している国民健康保険の財政運営について、その赤字の原因や運営上の課題を解決した上で、都道府県へ移行し、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う仕組みを目指すべきであるとの報告がなされました。

その後、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するため

の国民健康保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療制度改革関連法により、国が公費投入を行い、財政基盤を強化した上で、30年度から都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営と効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことになりました。

現在におきましても、国と地方との協議の場である国保基盤強化協議会で、制度設計の詳細について議論が続けられているところであります。

本県では、このような動きを踏まえ、県と全29市町及び三重県国民健康保険団体連合会から成る三重県市町国保広域化等連携会議において、想定される課題ごとに四つの作業部会を設置し、検討を続けています。

国保財政運営部会では、納付金、標準保険料率の算定ルールなどを、収納率向上部会では保険料収納率向上対策などを、医療費適正化部会では健康づくり事業などの医療費適正化策などを、事務標準化部会では窓口業務の標準化などを検討しています。

また、今月には、被保険者代表、公益代表等から成る三重県国民健康保険運営協議会準備会を設置したところであります。

当面の課題として、市町が県に支払うこととなる納付金の算定や市町ごとの標準保険料率を本年中に試算することとしています。

県としましては、被保険者や市町に不安や混乱が生じないように、引き続き、市町及び三重県国民健康保険団体連合会と十分協議を重ねながら、財政運営の都道府県化に向けて準備を進めてまいります。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 御答弁ありがとうございました。

国民健康保険は、1961年に社会保障制度として、国民皆保険の一環として確立されております。もともと、自営業者や農林水産業などが加入する、基盤の弱い制度としてスタートをいたしました。

私は1980年当時、津市議会議員をしておりましたけれども、私の記憶では1984年、当時の中曽根内閣が臨調行政改革というようなことの中で、それまでの医療費の45%としておりました国民健康保険組合の定率補助を38.5%に

引き下げて、その後もどんどん引き下げてきたということで、この間、国の負担率は右肩下がりでずっと下がってまいりまして、そのことに合わせて、国民健康保険料は右肩上がりでずっと上がってきた、こういうふうに思っております。

最近はこの制度が非常に複雑になりまして、私も16年間おりませんでしたので、この中で、新自由主義というような流れの中で、物すごく制度がころころ変わりがちで、医療や介護や福祉の制度が大幅に変わってまいりましたが、この中でも国民健康保険に対しては矛盾が一番高くなって今に至っているというふうに思っております。

ですから、このような国民健康保険の構造的な問題を正面に据えて解決しない限り、三重県が財政運営をすることになったとしても問題点が解決しない、より矛盾が深まるというふうに私は認識しております。

市町の担当者からは、我々は納付に責任を持たなければならなくなるが、しんどいところは市町というのは困るとか、保険料が高いところに合わされたら困るとの声が出ています。

ところで、平成27年度に25市町で、一般会計から法定外繰り入れや基金繰り入れを行って、保険料を上げないなどの努力をしております。

その額は、法定外繰り入れ19億6000万円余り、基金繰入額は約29億1000万円、合わせて約48億7000万円を繰り入れて、市町国民健康保険を支えています。

ところが、これから三重県が財政運営を担うことになると市町の繰り入れができなくなるといった懸念があり、県民はもっと保険料が高くなるのではないかと心配をしております。この心配は無用だと言えますか、お答えください。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 平成30年度から国民健康保険財政運営の都道府県化に伴いまして、市町が県に支払う納付金の額が増額となり、被保険者の保険料・税率も激増してしまう場合に、保険料・税の増加を抑制するための激変緩和措置が国のほうで用意してございます。

この激変緩和措置には、県の特別調整交付金による対応や、国が原資を拠出する特別基金による対応がございまして、被保険者の懸念に対しては、こういった制度的な対応をしながら、十分に市町と議論を行いながら進めてまいりたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 全国知事会は、都道府県に移行するということに当たりまして、約1兆円、これがなかったら困るというふうに言っておりました。しかし、実際のところ、それは投入されておりません。3400億円ぐらいで済まそうというような、そういう感じだと私は認識しているわけです。

さらに、私は、高過ぎる国民健康保険料、これはやっぱり、三重県民に対して、今度の県と市町との共同運営に関して、非常に心配しているところを解決していただくために三つの提言を申し上げたいと思います。そして、知事にその実行を求めたいと思うんです。

その一つ目は、国に対してもっと負担するように求めていただくべきではないかということ。

二つ目は、県への移行を捉え、県が一般会計から繰り入れて、この面で先進県をアピールされてはどうかということ。

そして、三つ目は、国民健康保険はそれぞれの自治体で住民の願いを受けとめてつくってきた歴史があります。これまでどおり、市町が繰り入れや保険料を決めることができるよう自主性を守っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 3点御提言いただいたわけでございますけれども、いずれにしましても県としましては、被保険者や市町に不安や混乱が生じないよう、引き続き市町や三重県国民健康保険団体連合会と十分協議を重ねながら、財政運営の都道府県化に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 私は知事にどうでしょうかというふうにお願いをしたつ

もりなんです。ですので、この点についてはどうでしょうか、知事、お願いします。

○知事（鈴木英敬） 今、医療対策局長が答弁したとおりでありますので、全国知事会とも国との協議の状況をしっかり注視し、それから、市町の皆さんとしっかり連携して、不安や混乱のないように取り組んでいきたいと思います。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 不安や混乱がないように取り組んでいきたいというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひそのように取り組んでいただきたいと思いますが、根本的には、構造的な問題点、これは国政の問題でもあるかもわかりません。ですので、この点については、私はしっかりとたどすべきところはたださなければならぬと思っております。

やはり、国民健康保険というのは社会保障です。このことは国民健康保険法第1条にも書かれております。しかしながら、非常に厳しい取り立てなどのために県民の皆さんが泣いているという状況もつくられてしまっております。その根本をやっぱりただしていくような、そういう基本的な姿勢の転換を強く求めていきたいというふうに思います。

それでは、質問の三つ目ですが、県民要望の早期解決をということで、地元の要望をもとに、県民要望の早期解決について伺います。

津市に新堀という藤堂藩によってつくられた港があります。以前は近くに水産市場などがあるなどでにぎわっておりましたが、津市以外の水産市場が松阪市三雲町に移りました。漁業も衰退し、港は貝取り、餌取りの漁船が利用するぐらいになっています。管理は津建設事務所が行っていますが、この防潮堤が老朽化して傷みがひどく、傷んだところを随時補修しております。

これは、私が撮影した写真です。（パネルを示す）昭和35年当時につくられた防潮堤であることを示しています。

この場所は、（パネルを示す）昨年8月に贅崎町自治会から、東日本大震災以来、地震、津波に対する不安も大きいことから、現在、防潮堤のコンク

リートのひび割れや落ち込みがひどく、早急に改修してほしいとの要望書が出されているところです。防潮堤がうまく閉まらないということもあり、私が地元の方や長谷川津市議会議員と調査したところ、45センチも沈んでいることがわかりました。

津建設事務所はこの要望を受けて、早速今年度予算に、38メートル、約1000万円の県単維持補修費を予算要望しましたが、当初予算には配分がなかったとのこと。そのため、住民の方々はまた不安な中で台風の季節を迎えることになりました。

この写真は、（パネルを示す）この要望とは別の場所の写真で、この新堀地区の堤防が全体にかなり傷んでいると思われまます。

そこで、県土整備部長にお尋ねします。

新堀地区の堤防の早期修繕の要望にどのようにお答えになるのでしょうか。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、私から、津松阪港新堀地区の港湾施設の修繕についてお答えをさせていただきます。

県が管理する港湾施設は、点検結果に基づき修繕の必要性を3段階に分類して修繕に取り組んでいます。緊急に修繕が必要な箇所をランク1、緊急性は低い修繕が必要な箇所をランク2、経過観察を行う箇所をランク3としております。このうち、ランク1は点検の翌年度中には修繕を実施し、ランク2はおおむね3年をめどに修繕することとしております。

津松阪港の新堀地区は、平成27年度の点検の結果、ランク1の緊急修繕が必要な箇所が1カ所、ランク2を4カ所確認しております。

このランク1とランク2のうちの1カ所は、既に修繕を完了しております。残るランク2の3カ所は、平成30年度までに修繕をしまいたいと考えております。

なお、先ほど議員からスライドで紹介がありました1枚目の箇所につきましては、今年度の修繕工事を予定しております。

以上でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 危険な箇所は今年度やっただくということで、緊急に手を打ってください。

ほかにもあると思いますけれども、この新堀地区は単に県単の補助事業の対応だけでは追いついていけないんじゃないかなと、私は地元におりまして思っております。非常に範囲も広がります。これから全体的に国体のセーリング会場用地の確保の協議や、近くにある津興橋のかけかえなども行われるわけでありまして、この港についてもこういった利用の中で考えるということもあるのかもわかりませんし、また、全体的な調査を行っていただいて、一番大切なのはやっぱり津市と十分に協議をするということだと思います。

防災対策やまちづくりの観点、漁業振興を含めて、港の活用方法など、総合的に協議をし、抜本的な改修策を図っていただきたい、このように要望しておきたいと思います。

次に、県単の維持補修費について、増額をお願いしたいと思います。

これは、平成元年からの当初予算の公共事業の推移を示したグラフです。（パネルを示す）これが直轄事業の部分ですね、この青いところが。そして、この部分が補助事業、黄色いところ。そして、この茶色のところが県単事業となっています。県単事業、全体的に随分少なくなっておりますが、一番高い山は平成8年で、全体で約1552億円、県単事業予算は約535億円でした。

ところが、平成26年度は、予算全体で約639億円と、ピーク時の41.2%に激減し、特に県単事業予算は36.4%と約3分の1となりました。その3分の1となってしまった県単事業の建設費と維持管理費の比較はこのグラフのようになっています。（パネルを示す）

維持管理費については一定確保されているとはいえ、全体の事業予算が減ってしまっておりますので、住民要望には十分応えられていないのではないのでしょうか。

私は、議員になってこの1年間、県下各地から維持補修を求める県民の皆さんの要望をたくさんお聞きしました。特に、危険な場所はすぐ対応しなければなりません。しかしながら、先ほどの新堀地区も県単事業で予算化されなかったというようなことになっていますが、今度はしてもらえろということではありますが、全体的にそういうところはいっぱいあると思います。今後、今までつくった建築物の老朽化は進みます。増額を求めたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、公共土木施設の維持管理についてお答えをさせていただきます。

県が管理する道路や河川等の公共土木施設は、整備の進捗に伴い、年々増加をしております。また、整備後50年を経過しているものが増加するなど、維持管理の重要性はより一層高まっております。

これらの施設の維持管理は、施設の損傷が深刻化した後の事後修繕ではなく、事前に修繕する予防保全に取り組むことで、施設の長寿命化やコストの縮減を図っております。

また、必要な財源を確保するため、維持管理計画を策定し、国の交付金の活用にも努めております。今後も引き続き、施設の状況を的確に把握し、地域の皆様の声も聞きながら、必要性、緊急性を考慮した適切な維持管理が行えるよう、予算の確保に努めてまいります。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○**6番（岡野恵美）** もう一度、このグラフを出しまして、（パネルを示す）このグラフにもありますが、直轄事業はピーク時の67%を確保されております。住民の身近なインフラ整備、この予算が6割も7割も減らされている。私は、このことが根本的な問題だと考えております。この点について御所見をお願いいたします。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 先ほどグラフでも示していただいておりますように、県土整備部の公共事業予算は、直轄事業、それから国補公共事業、県

単建設事業、県単維持事業でおおむね構成をされています。そのいずれの項目につきましても、ぎりぎりの状況というか、いっぱいいっぱいの状況で推移をしておるといふか、整備を進めておる状況でありまして、どれを減らしてどれを増やすということは極めて慎重な議論の中で決めていく必要があると考えておりますので、引き続き、先ほどと同じ答えになって申しわけないんですけど、適切な管理ができるような予算確保に努めていきたいと考えております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 公共事業予算については、とりわけ大きな規模の事業が進むというふうなこともありまして、今度もリニアの問題とかいろいろなことも言われておりますが、やはり住民の皆さんの身近な事業予算、これは切実な要望に即応えていただくこととして、確保していただきたいというふうに思います。住民要望に即応えていただく、そういうようなことを特にお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 34番 今井智広議員。

〔34番 今井智広議員登壇・拍手〕

○34番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問の前に、まず、私自身先ほど来の議論を聞いていまして、財政大変厳しい状況でありますので、これまで私自身も財源確保として、土地開発基金の有効活用でありますとか自動販売機設置の際の公募制導入、今は公用車のリースのことも調査をモデル的にやってもらっておると思います。

私たちが様々県のほうに県民の声を提案し、その事業を望むものとしてしっかり財源確保のほうと、そして、今後財政が厳しくなる中で、いかに少ない財源で効果の高い結果を出すかということをしかりと考えながら、私自身は今後も質問をしていきたいと思っております。最初の二つはそういった観点にもつながりますので、一言言わせていただきました。

それでは、通告に従いまして質問させてもらいます。

まず、地域がん登録の有効活用についてでございます。

これは、私が1期目のときに県のほうに、がん対策を進めていく上においては、地域がん登録をやはり三重県も行うべきだということでお願いをさせていただきまして、平成23年、ちょうど選挙の年でありましたけれども、7月から三重県地域がん登録をスタートしていただきました。このときに質問させてもらったときも、がん対策を三重県でしっかりと進めていくためには様々な予算ということが必要になってきますけれども、その当時は、実際三重県でどれだけの方ががんにかかっているのか、どういった治療を受けているのか、また、どういった形で発見されたのか、そのあたりのところは推計でしかありませんでした。そこでこの地域がん登録を行うことによって、実際にどれだけの方ががん罹患をされておるか、どういった検診で最初に発見されたのか、どういった治療を受け、生存率はどうなのかということがわかってくる、また、地域別の結果も出てきますので、それによって、各地域に必要な検診でありますとか治療の充実ということをやっていく、そういったことで、財源を的確に大事なところに使っていけるという意味で、この地域がん登録の導入をお願いいたしました。

今申し上げましたように、平成23年7月に三重大学医学部附属病院がんセンターのほうに委託をしていただきまして、それ以来、約5年が経過をしておるところでございます。

国のほうでは、本年1月1日から、三重県から5年弱遅くなりましたけれども、全国がん登録をスタートしていただいております。

三重県のがん登録でありますけれども、平成23年に始まって、がんの統計をしっかりと検証して、また、報告をするにはとても時間がかかります。2011年分は昨年県のほうに報告が実施要綱で義務づけられておりますので、報告なされたと思います。本年には、2012年の数字が報告をされておるといふふうになっております。これが実際の事業報告書で、(現物を示す)私も三重大学のほうでいただいたんですけれども、昨年報告のあった2011年のもの

のは、がん登録の精度を示す国際基準というのがございまして、国際基準を満たしていなかったんですけれども、今年報告のあった2012年の事業報告書に関しては国際基準をしっかりと満たしていただいておりますので、登録精度も1年で数段に高まったという形でございます。

今後、この地域がん登録をしっかりと、報告を受けたものをいかに有効的に使っていくのかということがとても重要になってまいります。

この事業報告書の中に、佐々木前医療対策局長も、精度の高いデータの蓄積によって、このがん登録のデータ等をがん対策や医療施策に幅広く活用することを目指していくと、そのように言葉を書いております。

そこから、まず1点目は、三重県地域がん登録事業実施要綱の第11条のほうに、がん登録事業で得た情報がしっかりと医療の今後の対策に必要なものであると認められる場合には、このデータを利用することができるというふうに書かれております。第2項のほうではどこがするかというのは別に定めるというふうになっているんですけれども、現状私の知る限り、ここがしっかりと定まっていらないように思っております。実際に本当に貴重なデータであります。各地域の状況もわかってまいります。当然、個人情報にはしっかりと留意をした上でこのデータを活用するわけですけれども、今後、このデータをどこがどのような形で有効活用していくおつもりなのか、まず県の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 地域がん登録の有効活用についてお答えをさせていただきます。

議員のほうからるる、三重県地域がん登録制度の趣旨、目的については御説明がございましたけれども、三重県地域がん登録は、三重県独自の取組といたしまして、県内で新たにがんと診断されました患者の情報について、診断時の状況やその後の生死の状況などを調査し、がんの罹患率や生存率など、地域におけるがんの実態を把握することで、県のがん対策の推進に資することを目的に、平成23年度から三重大学医学部附属病院がんセンターに事業を

委託して始まったものでございます。

この事業は、病院等からの罹患情報を集約し、統計データとしてまとめるまで、議員の御説明にもございましたように、約3年を要するというところでございまして、平成23年分の事業報告書については昨年の8月に、そして、平成24年分につきましては本年8月に取りまとめたところでございます。

平成24年分のデータにつきましては、国際的ながん登録の精度水準を満たしておりまして、より有効に活用できる情報になったと考えております。

取りまとめた事業報告書につきましては、一定の精度が確保された三重県のがん統計情報といたしまして、この事業に協力をしていただきました病院や市町等に情報提供を行うとともに、市町のがん対策担当者会議におきまして、市町のがん検診の受診状況等のデータとあわせて説明し、罹患率の高い部位に係る検診の実施等を検討するなど、地域の実情に応じたがん予防、早期発見の取組に活用いただいているところでございます。

議員御指摘の三重県地域がん登録事業実施要綱第11条にございます地域がん登録で得た情報の活用につきましては、三重県がん対策推進協議会、この協議会は、医療関係者、市町、関係機関の代表者、それからがん患者の支援者等で構成されておりますけれども、この協議会の部会として設けられておりますがん登録事業運営部会において、個人情報保護について配慮しながら、県としてより効果的な活用方法や手続等につきまして、早期に定めていきたいと考えておりますけれども、先ほど御案内の遅れて始まりました全国がん登録におきまして、情報の利用方法や手続に関しまして検討がなされておりますことから、国の動向も注視しながら早期に検討を進めてまいりたいと考えております。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

がん登録事業運営部会のほうで個人情報に配慮をしながらということは、恐らく法律の専門家も入ってもらうという形になると思います。その中に、私自身検診の関係者が入ってもらえるかどうかというのも一つ気になってお

りますので、今後、どういったメンバーになるかもまたお知らせいただける
ときがあれば教えてもらいたいと思います。

といますのも、先ほど御答弁で市町と、もう既にこのデータを活用して、
的確な検診を各地域でやっていくための取組をしていただいているというこ
とを御答弁いただきましたので、やはり検診にいかに使っていくか、予防と
早期発見のところできっかりとやっていくべきだと思いますので、先ほどの
構成員も含めて、今後注目して見ていきたいと思いますので、よろしくお願
いをいたします。

2点目は、これを予防の観点で特にしっかりと使っていく、これはがん教
育についてであります。

今回、この事業報告書の中を見ますと、15歳から29歳で、2012年にがん
に罹患をした人数というのは105件という報告がございました。がんが若年
化しているということのあらわれでもあろうかと、そのように思っており
ます。その意味からも、やはり子どもたち、児童や生徒の皆さんにしま
り、小さいときから、がんを予防するための必要な情報でありますとか、
実際に我が町、我が市ではこれだけの方ががん
に罹患をしているということ
等もわかってくる形になります。

例えば、2012年の三重県内の、地域がん登録で発症がわかった方は1万
2905人となっております。これを1日当たりになると35人が新たにがん
ですと宣告を受けているという形になります。2時間で3人が三重県内
で受けているという、こういった具体的な数字等、やはり子どもたちは敏
感に感じていただけると思いますので、こういったがん登録で示された
データをがん教育にしっかりとつなげていってもらいたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） がんを予防するためには、子ども
のころからがんに対する正しい知識を習得するとともに、正しい生活
習慣を身につけることが大変大切であると考えております。

そのため三重県では、教育委員会や医療関係者等と連携して、平成
26年度に小学生向けの教材を作成しまして、県内の小学5年生、6
年生を対象とし

た、がんのことをもっと知ろうという内容の授業をモデル的に実施を始めたところでございます。

平成27年度には中学生向けの教材を作成しまして、このがん教育を中学校にも拡大しておりまして、28年度につきましても引き続き実施しているところでございます。

がん教育で使用しております教材につきましては、現在は国立がん研究センターの統計数値を使用しておりますけれども、議員御指摘のように、より身近な情報を使ってがん教育を行うことは非常に有意義であると考えておりますので、今後は地域がん登録の統計情報の活用についても検討してまいりたいと考えております。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） ありがとうございます。

私が特にがん教育に力を入れてもらいたいというのは、やはり児童や生徒の皆さんが学校でしっかりとデータに基づいて教育を受けてきたことというのは、必ず家で、お父さんやお母さん、また、おじいちゃん、おばあちゃんに伝えてもらえることが多いと思います。ちゃんと検診に行っておるとか、検診に行っておるとか、そういったことを、子どもの力をおかりして、私たち大人がしっかりとそういったがんに強い健康な体づくりをすること、また、検診を早く受けること、そういったことにもつながっていくのではないかと思っておりますので、実態に即した具体的な数字等も個人情報に配慮しながらがん教育の中に取り入れていただきたいと思います。

三重県が本当にがんに対して、しっかりとがんから県民の命を守るがん対策を進めていけるように、財政が厳しいですけれども的確に、こういったデータをしっかりと活用しながら、必要なところにつけていく、そういったがん対策を今後もどうぞよろしく願いいたします。

時間の関係で二つ目に入らせていただきます。

二つ目は、河川堆積土砂の発生を抑制する森林整備についてということで質問をさせていただきます。

議会のほうからも河川堆積土砂の撤去を求める質問というのは数多くなされておりますし、県のほうでも重要な事業として、財政の確保をしながら、また、土捨て場の確保等を考えていただきながら、市町や関係者と一緒になって、県土整備部のほうで河川の堆積土砂の撤去を進めていただいております。

しかし、毎年、例えば平成27年度は約43万立米を撤去されたということで聞いていますけれども、27年度末の、残りはどれぐらいですかという調査結果を見ると、26年度末よりも約43万立米そのまま減っていないんですね、約33立米しかとっていないことになっているということは、約10万立米が新たに27年度中に堆積したということであります。

堆積土砂がどこから出てくるかというのは、当然、様々、市街地からも出るでしょう。田や畑、そして山林から出るケースということが考えられていくんですけども、その多くは、やはり山林のほうから出てくるんだろうと、大雨等の影響によって出てくるんだろうと、そのように思っております。

県のほうでは平成26年度から、みえ森と緑の県民税を活用して、農林水産部のほうで災害に強い森林づくりということで、災害に強い森林づくり推進事業、例えば、今年度は5億8800万円余りを使って、緩衝林の整備をいただいています。また、土砂や流木の緊急除去事業というのを1億3000万円余りを使って行っていただいております。

県土整備部がやっていただく対症療法、発生しているものを取り除く、これは引き続きしっかりとやっていってもらいたいんですけども、排出者責任ではないですけども、やはり排出を少なくするというのもあわせてやっていかないと、この堆積土砂の問題はどこまでもイタチごっこそのまま進んでいくんじゃないかなと、そのように思います。

そして、出てしまったものを取り除くよりも、その前の段階で、山のほうのところで少しでも食いとめていくほうが財政的にも少なくて済むのではないかと、私は勝手にそのように考えておりますし、ここの部分に関してはみえ森と緑の県民税という目的税を使えるわけでありますので、財源はしっか

り確保していける部分もあるのかなというふうに思っております。

税自体は5年ごとの変更があり得ますので、今後県民の方の理解というものも必要になってきますけれども、そういった意味で、財源もしっかりと活用しながらやっていくということにおいては、今回は農林水産部のほうに、土砂を排出しにくい、また土砂を排出しない森林整備ということについて質問をさせていただきます。

その中で、私が聞きたいのは、みえ森と緑の県民税を導入していただいたとき、これがそのときの県政だより4月号のチラシになるんですけども、（現物を示す）この中に、どんなことに使われるのというはてなマークのついたものがございます。

やはり県民の方は、大変な生活の中から税金を納めていただいております。実際、その税金がどのように使われているのか、特にこういう目的を持った税金に関してはしっかりとお示ししていくことも今後の理解につながっていくと思いますので、まず1点目は、今回のこのみえ森と緑の県民税を使って行っていただいた災害に強い森林づくり事業について、当初の目標に対してどうかということも含めて御答弁をいただきたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 河川堆積土砂の発生抑制に向けた、特に災害に強い森林づくりについてのみえ森と緑の県民税を使った取組について御説明を申し上げます。

近年、頻発する豪雨等の異常気象による山地災害に対処するため、議員からも御紹介がありました平成26年度からみえ森と緑の県民税を活用し、流木や土砂流出の発生のおそれのある崩壊土砂流出危険地区において、大きく2本の災害に強い森林づくり事業に取り組んでいます。

まず、一つ目は災害緩衝林整備事業です。この事業は、溪流内の危険木の除去のほか、流木や土砂の流出を抑制するための森林整備。もう一つは土砂・流木緊急除去事業でありまして、治山施設等に異常堆積して流出のおそれがある土砂や流木の除去に取り組んでいるところです。

具体的な進捗状況でございますが、一つ目の災害緩衝林整備事業では、人家等に被害のおそれのある箇所を中心に、平成30年度までの5年間でおおむね150カ所の森林を整備することとしており、平成26年度からの2年間で70カ所、約480ヘクタールの森林整備を行ってまいりました。

また、土砂・流木緊急除去事業については、毎年度、市町からの要望に基づいて事業を実施しておりますが、平成26年度からの2年間で12カ所、約4万1000立方メートル、10トンダンプにしますと8000台分ぐらいになりますが、それらの相当の堆積土砂の撤去を行うことで、下流住民の安全の確保に努めているところでございます。

今年度は、災害緩衝林整備事業では41カ所、約370ヘクタールの森林で進めるほか、土砂・流木緊急除去事業については6カ所で取り組みまして、約1万6000立方メートルの堆積土砂の撤去を行う予定であります。

今後も引き続き、治山事業や災害に強い、今申し上げました森林事業などを緊急性の高い箇所から計画的に進めることで、森林からの土砂流出を抑制し、河川堆積土砂の減少につなげてまいるとともに、こういった実績について、広く県民の皆さんにもPR、周知をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） ありがとうございます。

具体的にお答えいただきました150カ所のうち、それでは、この3年間で約111カ所になるんですかね、足すと、70カ所と41カ所とたしかおっしゃったと思いますので。大分進んでいますね。そして、広さのほうも約480ヘクタールと約370ヘクタールですので約850ヘクタールということで、緩衝林のほう、そして土砂のほう、注目しているほうは、約4万1000立米が平成26年度、27年度で、今年度が約1万6000立米を予定しているということで、3年間で約5万7000立米、これを撤去していただくということは、それだけ新たな土砂の流出を防いでいくということになりますので、今後も税金をしっか

りと有効に使っていくという意味においてもこの辺の取組をできる限り多く進めていってもらいたいと、そのように思っております。

もう1点は、先ほど答弁の中で、たしか市町からの要望を受けてということ、土砂等の撤去も含めてあったかと思うんですけれども、これは市町からの要望だけではなくて、県のほうも、農林水産部のほうで治山ダムの状況であるとか、溪流溪岸部の河川に出てくる土の量が多いと思われる河川というのもわかっていると思いますので、県土整備部と連携をとりながら、そういったところを中心でやっていってもらいたいなと、そのように思っております。

その上で、2点目として質問をさせていただきます。

先日、津市白山町の三重県林業研究所へ行かせてもらいました。林業研究所ではこのみえ森と緑の県民税を使いながら、様々土砂の移動を少しでも少なくするにはどうしたらいいのかでありますとか、土砂を排出しにくい木の育て方でありますとか、間伐の仕方、その辺のことを調査していただいております。

中間的な報告をいただいたんですけれども、私はとても有効であるなど、この調査結果をしっかりと分析して次の事業につなげていくことで財源をより高い効果の出るものに投入できるんじゃないかと思っておりますので、この林業研究所で行っている調査結果を今後どのように活用していくのかということが1点と、そして、もう一つ、県土整備部との連携をしてもらっていると思うんですけれども、私も防災県土整備企業常任委員会に入っていたときに農林水産部とやっくださいねということでお願いしましたけれども、受け手ということで、農林水産部長のほうから、県土整備部とどのように連携していただいているか、答えられる範囲でお願いしたいと思っております。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 2点、林業研究所の関係と県土整備部との連携について、1点ずつお答えします。

まず、林業研究所については、我々が今取り組んでおります災害に強い森林づくりをどのように効果的に進めるかという観点に立って研究をしております。

ます。例えば、山腹における土砂の移動量を調査した結果、適切な間伐や丸太による土砂どめ工事などの森林整備を行うことで、土砂の流出が一定防げる、あるいは、土石流に対する樹木の抵抗力を調べた結果、地上から1.2メートル、いわゆる胸高直径というものですが、その直径がおおむね20センチメートル程度以上の樹木は非常に倒れにくいというような結果、土石流を抑制する効果があるということが出ています。

また、こうした試験研究の成果については、外部の有識者等の意見も聞きながら、現場に、的確に森林の整備に生かしていきたいというふうに考えています。

2点目、県土整備部との連携について、非常に重要なことだと思っていて、互いに実施する堆積土砂の撤去等を効率的かつ効果的に行うために、年度当初、それから台風シーズンが終わる11月ごろの年2回、堆積土砂の状況やそれぞれの事業計画などの情報のすり合わせを行っているところです。

こういった結果、平成28年度の災害に強い森林づくり事業の実施箇所についても、河川堆積土砂の撤去計画に関する情報などを勘案して決定をしたところであります。

いずれにしましても、県土整備部、あるいは市町の皆さんとしっかり連携しながら、引き続き河川堆積土砂の減少に向け取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

もう時間がないので、私のほうからは1点だけ、胸高直径のお話をされたと思うんですけども、今20センチメートルというふうに言われたんですけども、これ、30センチメートルと私は聞いておったんですけども、その点だけ。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 当初30センチメートルというのが大体基準かなというふうにして、今、試験をしておるところですが、大体20センチメー

ルを超えると効果を出してくるというのがわかってきたようでして、議員御視察のときは30センチメートルという情報データだったんですが、調べてみますと20センチメートル程度かなということになります。

以上です。

〔34番 今井智広議員登壇〕

○34番（今井智広） ありがとうございます。

それも調査結果から見えてきたものであると思いますので、やはり調査結果というのはとても重要になってくると思いますので、活用をお願いしたいのと、県土整備部とも今後さらに連携を深めていただいて、限られた財源を県民の安全のために有効に使っていただけるように、箇所の指定等も今後とも考えて行っていただくように、よろしく願いをいたします。

時間がなくなりましたので、最後の項目で、海の観光振興についてということで、これはざくっと知事にお考えを聞きたいと思います。

山で生まれ育った今井が何で海という感じで思われるかもわかりませんが、やはり伊勢志摩サミットで三重県の海というのが全国に、また、世界に発信をされました。それで、私、今年の3月に神奈川県で行われる日本最大のポートショーのほうに行かせていただいて、様々な関係者の方といろいろ意見交換をさせてもらいました。サミットが始まる前でありましたけれども、船の関係者、また、船観光の人たちに聞きますと、サミット終了後は伊勢志摩のほうに船で行きたい人が多くなると思うと、そのように言われておりましたが、一方で、三重県はそういうクルーザーであるとかヨットをなかなかとめることができないと、棧橋が少ないということも言われました。

お隣の和歌山県や広島県を中心とした瀬戸内海はすごく、海からの誘客に、取り込みを力を入れておられて、そこと比べるとどうしても、残念なことに三重県のほうはそういった船が着けられる棧橋が少ないということでありましたし、日本のプレジャーボートの台数といいますか、大きさも含めていろいろと調査をさせていただきましたら、すごい数の船が日本国内にはあります。特に、神奈川県、東京都、千葉県、愛知県、静岡県なんかは多くあり

ます。その方々が和歌山県や四国、九州へ行くときは、必ず三重県の沿岸を
通っていくんですね。こういった方をしっかりと一度三重県に寄ってもらい、
そういった取組を、海の観光と私は言いましたけれども、ぜひ今後三重県は
考えていただきたいのと、鳥羽市で毎年鳥羽ビルフィッシュトーナメントと
いうのが開かれておりまして、今年で第20回でございました。聞きましたら、
三重県は有数のカジキマグロの釣り場であるというふうにそのとき聞かせて
もらいました。こういったこともしっかりと宣伝をしていながら、海を、サ
ミット後、特に三重県が注目されており、伊勢志摩地域も鳥羽地域も注目を
していただいていますので、そういったところを今後県の政策の中で考えて
いってはどうかと思いますけれども、知事のお考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 海を活用しました観光振興についての考え方であります。

三重県は、全国8位になります総延長約1088キロメートルにも及ぶ長い海
岸線を有しており、人々の生活は古来から海と深くかかわり合いながら営ま
れ、各地域では、海女文化や豊漁を祈願するための祭り、食文化など、特色
がある文化が育まれてきました。

また、伊勢志摩サミットでは、リアス式海岸をはじめとする美しい景観や
豊かな海の幸が世界の首脳等から非常に高い評価を得たところであります。

加えて海は、釣りやマリレジャーなど、非日常の体験ができる空間であ
り、また、体験を通じた教育学習の場としての機能も有しております。

平成26年に全国の男女1000人を対象に公益財団法人日本海事センターが実
施しました海に関する国民意識調査2014によりますと、海が好きと回答した
人は約7割、プレジャーボートを利用したマリレジャーをやってみたく
と回答した人は約4割に上っています。

また、水産庁の平成26年度プレジャーボート全国実態調査によりますと、
プレジャーボート総数は全国で約17万8000隻が確認されています。

また、来訪者が気軽に利用できる海の駅は、全国に161駅、三重県には6
駅設置されています。

今後、プレジャーボート等を利用したマリンレジャーをより多くの方々に楽しんでいただくためには、受け入れ環境の充実が必要であると考えています。

この3月に策定しました三重県観光振興基本計画では、観光消費額の伸び悩みが大きな課題となっていることから、消費者の目的や価値観の多様化などに伴う新たなツーリズムに応えるとともに、多様な産業との連携を深め、観光関連産業の稼ぐ力を高めることで、観光のさらなる産業化を図ることとしています。

プレジャーボート等を利用したマリンレジャーは、特に富裕層やインバウンドの誘客、国際会議等MICE開催地のエクスカージョンとしても有効であり、観光消費額の増大につながることから、海の魅力を積極的に活用していきたいと思います。

また、近年、見る観光から体験する観光へのニーズが高まっています。現在も、ウオーターボール、クルージング、シーカヤックなど、多様なマリンレジャーが楽しめる絶好の体験フィールドとして三重の海は認知されており、海の観光振興を進めていくため、関係者が一体となって、観光資源の発掘、磨き上げ、体験メニューの充実などに取り組み、本県の観光の質の向上、来訪者満足度の向上につなげるとともに、その魅力をあらゆる機会を通じて広く発信してまいりたいと思います。

[34番 今井智広議員登壇]

○34番（今井智広） 私の質問が長かったので、済みませんでした。御答弁ありがとうございました。

ポストサミットのためにもどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。40番 三谷哲央議員。

〔40番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○40番（三谷哲央） 桑名市・桑名郡選出、新政みえの三谷哲央でございます。昼からの質問というのは、お昼の御飯を食べた後、何かと眠くなる、そういう時間帯ですが、ぜひ眠くならないように、目の覚めるというところまでは行かないかもわかりませんが、しっかりとした質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

まず、知事の政治姿勢につきましてお伺いをさせていただきたいと思っております。

本年7月、参議院議員選挙が実施されました。ここ三重県選挙区では、現職の芝博一参議院議員が、全国屈指の大激戦を制して、見事3度目の当選を果たしたのは御承知のとおりでございます。

今回の参議院議員選挙は、特定秘密の保護に関する法律の強行採決、8割の国民がまだまだ議論が不足しているとしている集団的自衛権、これの閣議決定、そして、それらを受けての安保法制という、戦後日本の国のあり方が大きく変わる、そのような政治状況の中で、その総仕上げとしての憲法改正がどうだと、そのための改憲勢力が3分の2、これを占めるのかどうかと、こういうことが一つの大きな争点にもなったわけでありまして。

また、下がり続ける実質賃金、個人消費の低迷、非正規労働者の増加、子どもの貧困など、社会のあらゆる分野で格差がどんどん拡大している、これ

に対してどう対応していくのか、また、一般の国民の多くの皆さんが、景気回復の実感がない、実感していないアベノミクスへの評価、これがどうだ。さらには、年金、教育、地方の疲弊、現在の政治状況等々、参議院議員選挙は政権選択の選挙ではない、中間評価の選挙だ、このように言われながらも、まさに我が国の将来を左右する重要課題が争点、論点となった選挙であります。

それだけに県民の皆さんの関心も高く、昨今ずっと下がり続けてまいりました投票率も、事前の予想を覆して上向きに転じました。

選挙権が18歳になった、これも大きな話題になったところでございまして、とりわけこの三重県では、18歳、19歳、この年齢の皆さん方の投票率、全国でもトップクラスという、このようなことも生んだわけで、非常に関心の高い、まさに我が国の将来を左右する、重要課題が山積している、それが争点、論点となった選挙であります。戦後のいろいろな選挙がある中で、今回の選挙、恐らく戦後の一つのトピックスをかたどるような選挙になったのではないかな、そのように思っています。

この選挙で知事は、それまでの県民党の看板をかなぐり捨てて特定政党の支持を明言し、特定候補の応援に奔走されました。

知事は昨年4月の知事選挙の折、1期目の実績と2期目に向けての政策を問うべく、県民党を標榜して立候補されたのであります。その際、記憶に間違いがなければ、自公両党は前回選挙の折、先に推薦をいただいているので、今回も先に推薦をしていただきます、それ以外も推薦をしていただければ、県民党なので頂戴をします、たしかそのようなスタンスでこの選挙に、知事選挙に臨まれた、そのように記憶をしておるところであります。

私ども新政みえのほうも、マスコミはじめいろんなところから、新政みえとしては知事選挙にどう対応するのかと、そのようなお問い合わせがたくさんありました。

私は、まず、知事選挙の対応は、知事の2期目の政策集、これを拝見してから判断をさせていただきたい、このようにお答えしたことを記憶しており

ます。

当然の話といえますか、当たり前の話なのですが、2期目に向けて何をしたいのか、何をを目指したいのか、そのことも明らかでない、そのような状況の中で我先に推薦を決定するというようなことは、少なくとも県政の一端を担う、県政の一端にかかわりを持つようとする者としては、決してあってはならないことだと、そのように考えて、政策集を拝見してから決定をすると、そのようにお答えをさせていただきました。

そして、知事の政策集が発表され、その中身を吟味させていただいた上で、これなら推薦に値する、そのように判断をして推薦をさせていただいたわけです。

もちろん、首長と議会は二元代表制ですから、会派新政みえではなく地域政党新政みえでの推薦です。政党として推薦をさせていただいた、そのように考えております。

推薦をお伝えしたときに、政党推薦は自公だけです、それ以外の推薦はお断り、そのようなお答えは返ってきませんでした。どちらかという、気持ちよくかどうかわかりませんが、気持ちよく受け取っていただいた、そのように思っております。

また、知事選挙が終わって、その後、新政みえの会合に、知事はじめ三役、お越しいただいたときに、知事のほうからも推薦御礼の御挨拶があった、そのことも申し添えておきたいと、このように思います。

つまり知事は、昨年の4月の知事選挙では、自公政党だけでなく、地域政党新政みえや労働団体など、幅広く県民党としての推薦を受け取られ、そして、それがあの圧倒的な県民の支持につながったんだと、そう考えるのが常識だと、こう思っておりますし、極めて妥当な判断だと思います。

にもかかわらず、知事は今回の参議院議員選挙で、県民党の看板をかなぐり捨てて、特定政党、特定候補の支持、応援に走り回られました。自分の選挙のときは県民党を看板に多くの県民の支持を集め、今回の参議院議員選挙では突如、特定政党、特定候補の支持を鮮明にして選挙応援に奔走する。多

くの県民が裏切られたと感じるのは当然のことです。

これらのことを知事は県民にどう説明されるのか。ぜひ明快な御答弁をお願いしたいと思います。

次に、参議院議員選挙時の知事の言動についてお伺いをさせていただきたいと思います。

今回の参議院議員選挙で知事は、いわゆる建物の中、箱物だけの演説会だけではなくて、数多くの街頭演説、果ては商店街での桃太郎、お練りまで、私どもから言わせれば、まさに常軌を逸したというか、なぜここまでやらなければいけないのかと多くの県民が理解に苦しむほど動き回られたのは事実であります。

それだけに、演説会場や街頭演説での知事の言動、全てを承知している、そのようなことではありませんが、特に多くの批判が集まっている、そのことについて、少しお伺いをさせていただきたいと思います。

それは、津市のお城西公園での街頭演説であります。知事がその街頭演説の折、おおよそ次のようなことをおっしゃったと、このように聞いております。その一つは、今回の選挙で民進党は、県政の重要課題である伊勢志摩サミットやリニアに反対している共産党と手を組んだと、だからけしからんだ、そのような意味のことをおっしゃったと。二つ目は、これからも自公政権が長く続くことを期待する、だから、こうやって応援をしているんだ、このような意味のことをお話しになった。おおむねこのような趣旨の演説をされたと、そのようにお伺いをしております。事実でしょうか。もし事実だとすれば、知事の認識を改めてお伺いし直さなければならないと、このように思っております。

まず指摘しておきたいのは、民進党という公党に対して、事実をねじ曲げて批判をしている、この点であります。

改めて明確に申し上げておきますが、民進党三重県連及び芝博一が政策協定を結んだのは、SEALDsや学者の会など、市民団体の連合体である市民連合みえとだけであり、共産党や社民党など、他の政党とは一切政策協定

を結んでいない、また、それに類するものは一切結んでいないということでもあります。

そして、その政策協定で結ばれた4項目、この中身は、例えば憲法改正の阻止であったり、安保法制の解消であったり、格差社会の是正であったり、このようなもので、4項目の中どこを探しても、透かして見ても、サミットのサの字も、リニアのりの字も出てこないということでもあります。これは紛れもない事実であります。

そのことを知事は十二分に承知の上で、あえて民進党がサミットやリニアに反対しているかのように県民の判断をミスリードしようとしたのではないのですか。ひょっとすると、そのために重々承知の上でこのような発言をされたのではありませんか。もしそんな考えがないとおっしゃるなら、はっきりと、そういう考えはなかったと、こう言っていただきたいと思いますし、そのような意図がなければ、なぜあのような発言をされたのか、このこともあわせて御説明をいただきたい、このように思っています。

そして、もしそのような政策協定の中身等々を知らなかったということならば、明らかにこれは知事の勉強不足でありまして、県民に対して間違った情報を流したことになり、公党である民進党の名誉と信頼を損ねかねない軽率な言動だけに、率直に謝罪すべきだと思います。

いずれにいたしましても、公党である民進党の基本的な政策にかかわることだけに、知事の改めてのお考えをお聞かせいただきたい、そのように思います。

二つ目の自公政権が長く続くことを期待する旨の発言でございますが、知事としての発言、公職である知事としての発言ならば、甚だ不穏当、不適切であると言わざるを得ません。

知事は政権交代を否定されるのでしょうか。特定政党による政権が長く続くことが、我が国の民主主義にとって、国民にとって、有意義だと、そのようにお考えなんでしょうか。

この質問の冒頭に申し上げましたように、今回の参議院議員選挙は、まさ

にこれからの国の行く末を決める極めて重要な事柄が争点になっております。まさにそれらに対する民意を問う、これが今回の参議院議員選挙だったんです。

その争点の中には当然のことながら、一強多弱と言われている現在の政治状況が、このままでいいのだろうか、二大政党制を確立して緊張感のある政治を再び取り戻すべきではないか、そのようなことも含めて、現状を変革することの是非、このことも大きな選挙の柱になっていた、そのように考えています。にもかかわらず知事は、自公政権が長く続くことを期待する、そのような旨の発言をされました。

しかしながら、選挙で示された三重県民の民意は、選挙区では芝博一を当選させ、比例区では民進党が自民党を上回る票を獲得した。これが三重県民の民意なんです。三重県民は、民進党を比例区の第一党に押し上げたんです。県民一人ひとり、様々な投票理由、投票動機があるにせよ、全体で言えば、また、総体的に言えば、明らかに三重県民の意思は、知事の期待とは違うもの、そのことを指し示しています。

このことを知事はどのように捉えられていますか。やはり政権交代などはないほうがいい、今でもそのようにお考えですか。一強多弱の政治状況がこの先も続くほうがいい、そのようにお考えですか。

知事の期待と違った民意、この明確に示された三重県民の民意をどのようにお考えなのでしょう。選挙区、比例区、双方で示されたこの民意、これはしっかりと、やはり尊重をしていかなければいけない、このように思います。三重県知事としての明確な御答弁をお願いしたいと思います。

次に、開票時の知事の行動についてお伺いをいたします。

7月10日、参議院議員選挙の投開票がありました。先ほど申し上げましたように、三重県選挙区では芝博一が当選されました。

私は芝博一の選挙事務所で開票状況を見ており、午後10時前にテレビで当確が報じられ、ほどなく県下各地から、市長や町長など、大勢の皆さん方がお祝いに駆けつけてこられました。

当選報告のセレモニーなどもありで、当然のことながら大にぎわいの様相を呈しておりました。

身動きができないほどの大勢の方々がお祝いに来られておったわけですが、知事はじめ県の幹部職員は誰ひとり顔を出していただけない。顔を出さなかった。

芝博一は、三重県を敵に回して選挙をしたわけではありません。三重県を敵に回して選挙をしていない、その芝博一のところに誰ひとり来られない。翌日にでも誰か来たのかとお伺いをしましたら、誰も来ませんよと。さすがに、知事もあれだけ動き回ったわけですから、来づらい。それは理解できます。もし知事が来づらければ、誰か副知事なりなんなり、代理でお越しになってもそうおかしくない話だろうと、こう思っておりますが、石垣副知事あたりは、その役回りかなと僕は思っているんですけども、石垣副知事もお越しにならない。誰も来ませんと、そのようなお話でありました。

落選したならともあれ、当選した現職の参議院議員のところに誰ひとり行かない。今後、県との関係をどうしていくのか、どうでもよいと、そのようにお考えなのか、全く理解できません。

じゃ、一方、知事は開票の夜、何をなさっていたのか、どうされていたのか。これを申し上げますと、報道ですから十分確かかどうかわかりませんが、報道によれば、落選をされた候補者の四日市市の事務所にまず行ったと。既に候補者は次の会場のほうへ行かれていた、そういうことで不在であったから、亀山市まで追っかけて行ってその労をねぎらった。そのように報じられておりました。

知事は知事という職責をどう理解されているのか。どう理解をしたらこのような行動になるのか。まさに絵に描いたような公私混同ではないのか。そのように御指摘を申し上げたいと思います。

少なくとも、182万人県民を代表する知事であるならば、「私」の「情」、私情を捨てて、知事である職責を優先するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

ぶら下がり会見でこの点を問われた知事は、私が芝事務所に行ったら県民が戸惑うでしょうと、このように答弁されたというふうに聞いております。

何か勘違いをされているのではないかなど、こう思います。県民は芝事務所に行かなかったことに戸惑いを覚えているんです。

もちろん、芝事務所へも行かない、落選候補のところにも行かない、両方行かないという判断も一つの政治的判断だろうと思いますが、当選したところには行かずに落選したところは追っかけてでも行く。どう考えても問題がある、おかしいのではないか、そのように思います。

このことは、私自身が勝手にそのように判断をしているということではありません。某新聞社の調査によれば72.6%の県民が、今回の知事の行動は問題がある、そのように言っている、そのように報じております。このことが如実に、今回の知事の行動が、まさに県民の意思とはかけ離れている、そのことを物語っている、そのように思うところであります。

今後、芝参議院議員はじめ民進党及び民進党国会議員との関係をどうしていくのか、どうしたいのか、改めて知事のお考えをお伺いしたい、このように思います。

最後に、これからのことについてお伺いをいたします。

参議院議員選挙が終わったばかりで次の国政選挙の話をするのは少し早いかもわかりませんが、衆議院、これは常在戦場と言われていまして、解散総選挙はいつあるかわかりません。まさか、一部で言われるように年内、これはさすがにないと思いますが、年明け解散などはまさにまことしやかにささやかれているわけであります。

年明けにあるかどうかはともあれ、ここ1年以内に衆議院の解散総選挙が行われる可能性、これはかなり大きいものがあると、こう思っています。

その解散総選挙が行われたときに、知事が国政に行かれている、そのようなことなら別ですが、今の知事職にまだとどまっておられるということならば、その選挙にどのようにかかわるお考えでしょうか。

また今回のように特定政党や特定候補の応援に走り回るおつもりなのかど

うか。公務優先とおっしゃいながら選挙優先にまた行動されるのかどうか。

以上、いろいろ申し上げましたが、知事の率直な明快な御答弁をお願いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 政治姿勢につきまして5点御質問をいただきましたので答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目は、特定政党の候補者を応援した理由などについてであります。

現在の安倍政権下において、伊勢志摩サミット開催、リニア整備前倒しなど、三重県政史上最大級のチャンスが決定されたことに鑑み、引き続き安倍政権が安定的に運営されることで、三重県にさらなるチャンスを生み出す可能性が高まり、県政にプラスになると考えたことが理由でありました。

他方、2期目知事選挙において標榜しました県民党は、現職としてこれまで続けてきた政策や道半ばたる政策を実現し、県民の皆様へ成果をお届けするため、より一層幅広い範囲や立場の県民の皆様と協力して県政を推進していきたいという姿勢をお示したものであります。

一方で、今回のことで、県民の方々の中に、御心配や御不安、納得できない気持ちなどを抱かれた方もいらっしゃるのも事実であります。そういう県民の方々に対しての説明が十分でなかったことについては申しわけなく思っているところであります。

それらのことも真摯に受けとめ、これまでどおり、県政運営に当たっては、政策的対立を持ち込まず、より一層幅広い範囲や立場の県民の皆様や各党派の方々とは協力して進めていく所存であります。

これからも多くの皆様の御指導をいただきながら、こつこつと県政において結果を積み重ね、県民の皆様から一層信頼していただけるよう、真摯に努力していくことを改めて申し上げたいと思います。

そして、2点目は、民進党の政策に関する認識と共産党との関係に関する発言についてであります。

民進党が、伊勢志摩サミット開催やリニア整備に対して賛成し、推進していただいていることは承知しております。したがって、さきの私の発言は、三谷議員が懸念するような、民進党がそれらに反対しているかのような印象を与えるという意図ではありません。

また、民進党と共産党が政策協定を締結していないことも、報道等を通じて承知しております。

他方、実際には、民進党候補が共産党のチラシ等に掲載され、支援を呼びかけられ選挙協力がなされたこと、共産党がサミット関連やサミットにおける各国首脳の神宮訪問やリニア建設推進に反対されていたのは事実であります。

そして、政権交代を否定するのかということについての、その発言の関係で3点目であります。

一般論としての政権交代を否定するつもりは一切ありません。その選択は、有権者たる国民の皆様がお決めになるものであるからです。

私の発言につきましては、繰り返しになりますけれども、あくまで伊勢志摩サミットやリニア整備前倒しなどの県政史上最大級のチャンスが現在の安倍政権下において決定されたことに鑑み、引き続き現在の安倍政権が安定的に運営されることを期待するという趣旨でございました。

そして、4点目でありますけれども、開票時の行動と今後の民進党及び民進党国会議員との関係についてであります。

芝参議院議員に対しましては、先日、ある大会の場でお会いした際、引き続き御指導いただきたい旨、直接申し上げました。

私としましては、繰り返しになりますけれども、今後もこれまでと同様、県政に政党的対立を持ち込んだり無用な混乱を生じさせないよう努力するという姿勢であり、それに基づいて、民進党を含む各党や県選出国会議員の皆様との対応を適切に行ってまいりたいと思います。

なお、開票後の事務所訪問についてでありますけれども、3年前の参議院議員選挙で自民党候補当選の際も伺っておりません。

どういった行動であったにしても、三谷議員御指摘のような違和感をお持ちの方もおみえだと思えますし、逆に、前日まで相手方だった勝ったほうの事務所に行った場合に違和感をお持ちになる県民の方もおみえだと思えます。

いずれにしましても、様々な思いをお持ちになる県民の方々がおみえであるということをきちんと受けとめて、知事として大事なことは、選挙結果にかかわらず混乱を生じさせずに県政運営を行うために最大限努力をすることであり、今後ともその姿勢で職務に邁進してまいりたいと考えております。

5点目、最後の点でございますけれども、次の衆議院議員選挙での特定候補の応援についてであります。

仮定のお話でありましてお答えできない部分がありますけれども、適切に判断をするということでもあります。これまでは中立で対応してきておりますので、同様の対応とするというのが基本であると考えております。

1期目知事選挙時、私は、現在の民進党の方々を中心とした相手の陣営の皆さんから、政策というより人的要素等で様々な誹謗中傷も受けました。

しかし、当選直後、ノーサイドを宣言し、各党派と協力し県政推進に取り組んでまいりましたし、その姿勢は今後も変わりません。

この議場でも過去に、憲法改正や安保法制など、国政で議論の分かれる話題について御質問いただいた際も、国政での議論を期待する等の答弁を行い、県政において政党的対立が持ち込まれないよう配慮もしてまいりました。

いずれにしましても、既に勝敗決した国政選挙に関連して県政で対立が続けられることは県民のプラスにならないと私は考えますので、繰り返しになりますが、私自身はこれまで同様、多くの皆様に御協力をいただきながら県政運営に当たっていく努力を引き続きしてまいります。

まだまだ至らない点も多くある私でありますけれども、県民各位には御理解いただき、御指導、御鞭撻を賜ることを切に願う次第であります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） いろいろ御答弁をいただきましてありがとうございます。幾つか少し確認をさせていただきたいことがあります。

先ほど知事は、御答弁の中で、県政運営に当たっては政党的対立を持ち込まず、より一層幅広い範囲や立場の県民の皆さんや各党派と協力して進めていく、その旨のお話があったと、こう思いますが、これ、少し違うのではないかなと思います。今回、政党的対立を持ち込んだのは、まさに知事御自身じゃないかなと。この点をやっぱり少し反省していただかないと、同じことがまた繰り返されるのではないかと。

我々が政党的対立を県政の場に持ち込んだものではありません。あのような行動を知事がとられれば、当然このような議論になる。これは素人でも、一般の方々でも御理解できることであります。ましてや、政治家として今日まで歩んでこられた知事ですから、このような判断ができないということはありません、こう思いますので、その点、知事の、もう一度お考えを聞かせていただいて、その政党的対立、これを今後本当に持ち込まないということならば、今回持ち込んだことを、このことをどう考えられているのか、その点をもう一度聞かせていただきたいなと、こう思います。

それから、もう一つは、リニアだとか伊勢志摩サミットだとか、そういうことも含めて、現在の政権が安定的に運営される、このことを期待する旨の発言をしたのであって、今の政治状況が今後も続くというようなことを言っているわけではないと、こうおっしゃいますが、今の政権が安定的に運営をされるということの意味は、今の一強多弱の体制が今後も続くことを期待する、そのような意味と捉えていいのかどうか、なかなかわからない部分があるんですが、そのあたりのところもあわせてお聞かせをいただければと、こう思います。

○知事（鈴木英敬） 政党的対立を持ち込んだか否かということにつきましては、私の行動によって、芝参議院議員を応援されていた、御支援されていた皆様から対立を感じるような感情を生んでしまったということは、恐らくそういうことだろうと思います。

一方で、この県政の場において、参議院議員選挙で特定の候補を応援したからといって、選挙の前、選挙の後においても何か政党的なものに偏った政

策を実行したり、各会派の皆さんにそういう言動をしたということはありませんので、今後もそういう政党的対立を生まないような県政運営の努力をしていきたいと、そういう趣旨であります。

それから、安定的に運営と一強多弱ということにつきましては、一強多弱という状況なのかどうかということもそもそもありますけれども、私は、予算とか法律とか様々、午前中も答弁しましたけれども、国の事業を活用してやっていかなければならないところがたくさんありますので、そういう政策が安定的に一定程度続いていくということとかが、我々も予見可能性を高め、どういう時期にどういう事業を活用すればいいのか、そういうようなことも認識しやすくなるので、安定的に運営されることを期待するということでもありますので、政党間の勢力バランスがどうあるかということのを何か期待するというようなことを申し上げたことではありません。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 一気に知事のおっしゃることを全部理解するというのはなかなか難しい話があるのかなと思っていますが、しっかりと持ち帰りまして、よく中身を検討させていただきたいと、こう思っております。

当然、今日も会派の総会等、この後予定をしておりまして、今日の知事答弁を受けて、我々としてどう判断をし、どう行動していくのかと、このことを議論させていただきたいと思っておりますので、また、その結果、知事に改めて物を申す、そのような場が出てくるのかなと思います、そのときにはまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

時間の関係で次の質問に移らせていただきたいと思います。

サミット効果を持続させるためにということでもあります。

9月15日の朝刊を開きますと、サミット効果約1489億円、このような文字が飛び込んできました。

同じ日に開かれた全員協議会で御説明をしていただきました。それをお伺いしますと、この約1489億円はこれから5年間のポストサミット経済効果として計上されたもので、内訳は、県外観光客の増加による試算として約1485

億9000万円、国際会議の開催件数の増加等によって約4億円、合計約1489億円と、このようになるという見込みであります。

それ以外に、直接的な効果で約1070億円、新聞、テレビ、インターネットなどの報道を広告費ベースで計算したパブリシティ、宣伝効果で約3098億円と、このように出ております。

まさに目のくらむようなすさまじい数字が次々に登場しまして、知事が推し進めたサミットというのはかくもすばらしいものかという気持ちを新たにしたところでありますが、知事自身が御説明でも言われたとおり、県全体での実感はまさにこれから。県民の生活実感が伴わない。こういう生活実感が伴わない、余りにもすさまじい数字がひとり歩きしますと、県民は白けると思いますか、これは自分自身には関係のないイベントであったと、そのような思いになってしまうのではないかと危惧するところでもあります。

この約1489億円を報じた新聞の同じ面に、県内の景況感やや悪化、4月から9月の県内事業所の調査結果、こういうものが報じられています。

つまり県内経済は、サミットの直接効果が一段落をして、パブリシティ効果がまだまだ実感ができず、ポストサミットの経済効果はまさにこれからというのが今の状況だということなんです。

大きな数字をどんと広げる、このことも結構ですが、県民が実感として捉えられない数字を声を大にしておっしゃるよりも、地道ではあってもしっかりとした施策を積み上げて約1489億円を実現することのほうがもっと大切だろう、このように思います。

現に県議会の、ちょっと名前が長いんですが、サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会の中間報告でも、部局を超えた積極的かつ効果的な取組を推進されるとともに、次年度の三重県経営方針の策定等に取り組まれることを要望する、このようにも言っておるところであります。

恐らく知事もこのような状況を踏まえてのことだと思いますが、9月定例会議の知事提案説明では、ポストサミットの項で、サミットの資産、レガシーを三重の未来に最大限に生かすため、ポストサミットの取組を展開して

いきますと、こう述べられていますし、サミットやジュニア・サミット開催を契機にグローバルな人材育成を目的とした様々な国際会議の開催なども提案され、既に実施されたものもあるという報告を聞いております。

さらには、女性活躍、伊勢志摩国立公園指定70周年などの重要課題のほか、サミットの聖地、イメージ戦略だと思えるのですが、こういうものも掲げられ、要は確実に、推進実施していったら、いまだ実感として県民に届いていないサミットの効果を県内隅々まで届ける、このことが大事なんだということだろうと、こう思っています。どこかの国の経済対策ではありませんが、永遠の道半ばでは、これは困る話でございまして、改めて、ポストサミットに対する知事のお考え、決意をお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県民にサミットの効果を実感してもらえるように、どのように取り組んでいくのか決意をということであります。

各国首脳等の伊勢神宮訪問をスタートに開催された伊勢志摩サミットによって、この地が育んできた平和への祈り、多様性への寛容や交流、自然と人との共生、伝統文化の継承といった世界に誇ることができる精神性や価値、そして、この地で生活する人々にこれらのことが連綿と受け継がれ、伝統を守りながらも革新を積み重ねることで進化してきたことを、改めて私たち県民が誇りとして認識することができたと思っています。

また、昨年6月に開催が決まって以来、多くの県民の皆様の御協力のもと、オール三重で一丸となって受け入れ準備を進めてきた結果、伊勢志摩サミットの成功だけでなく、三重の魅力が情報発進されるとともに、一人ひとりの行動が一つの目的に向かうことによって大きな力として発揮され、多くの成果につながり、レガシーが生まれました。

しかし、私が常々申し上げてきたように、伊勢志摩サミットの開催自体はチャンスでしかありません。この大きなチャンスを生かすべく、県と県民が一体となって、それぞれの分野、地域においてサミットのレガシーをしっかりと発展させていくことが重要だと考えています。

サミットの開催を持続的に発展する三重の未来へとつなげていくため、また、三重が進化するために、次の5点が挙げられると考えています。

1点目に、世界最高峰の国際会議G7サミットの開催を通じ、県民がプライド、誇りを持ち、その誇り、プライドに基づき、県民によるイノベーション、革新によって発展していく地域となること。

2点目は、今回のサミット開催による認知度の向上を生かし、投資、居住地、観光等のあらゆる分野で世界中から選ばれる地域となること。

3点目は、国際観光競争力を高め、MICE誘致や国際リゾートとして日本やアジアをリードする存在となること。

4点目は、サミットやジュニア・サミットの開催などの経験も生かし、世界やアジアをリードする次世代グローバルリーダーの育成を図ること。

5点目は、日本が誇るよき伝統を守り続ける中心地として、存在感をさらに増す地域となることとあります。

サミットのレガシーを最大限に生かし、ただいま挙げた5点を具体化するため、ポストサミットにつきましては、人と事業を呼び込む、成果を発展させる、次世代に継承するを柱として、先ほど三谷議員からも御指摘がありましたとおり、地道な施策の積み上げも含めて取組を進めてまいります。

先日公表しました伊勢志摩サミットに係るポストサミットの経済効果につきましては、一定の前提条件をもとに県全体としての効果を試算したものであり、少し実感と乖離があるなど感じておられる方もおみえだと思います。そのような状況も真摯に受けとめ、実現に近づけていくための様々な努力をしていかなければならないと考えております。

サミット開催によって注目度が高まっているこの機を逃さず、市町とも連携しながら、多くの皆さんにサミットを開催してよかったと実感していただけるように、ポストサミットに全力で取り組んでまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ありがとうございます。

今の知事の御決意をお伺いした上で、改めて幾つかお話をお伺いしたいと

思います。

ポストサミットの効果というのは経済効果だけではないというのは当然のことです。

もちろん、経済効果、これも非常に大切ですが、ある意味、それ以上に大切なのは、サミットで語られ方向づけられたもののうち、当然、多くのものが国単位であったり、世界的な規模で解決を図らなければいけない、そういうことも多いわけですが、県が主体的にかかわっていき、そのようなものも幾つかあるわけです。

先ごろ開催されましたウイメン・イン・イノベーション・サミット2016、これなどもまさに、女性の能力開花のためのG7行動指針、これもある意味具体化したというものでありまして、時宜を得た非常にいいものだ、こう思っております。

私も出席をさせていただいて、いろんなことがあって開会が約20分近く遅れたということとか、某政府高官の方のお話が長くていつ終わるかわからなかった、このようなこともありました、そういうことを除いて非常に良かった、このように思っておるところでございます、これからもこういうことに県が主体的にぜひ関与していただきたい、このように思っています。

それとは別に、ほかに県がいろいろ取り組めるようなもの、これがないかと、このように見てみますと、例えばこの4月に開催されましたジュニア・サミット、ここで桑名ジュニア・コミュニケというのが発表されております。

このコミュニケの中で、やはりG7、本体のサミットのメインテーマ「次世代につなぐ地球～環境と持続可能な社会」これに伴って、ジュニア・サミットの二つのサブテーマ、環境保護と経済成長の共生、そして、よりよい社会とよりよい世界に向けて、こういうことに関連で幾つかの重要な問題提起と提案がされております。

この中で県がかかわりが持てそうなものを見てみますと、教師の質の低さと有用性のない教育、この問題提起の中で、パートナーズクール・イニシア

ティブ、中高等教育における新しい教育モデルの構築、これはかなり実効性があるのではないかなと、こう思うんです。

このパートナースクール・イニシアティブは、先進国と発展途上国の生徒同士がペアを組んで、文化的意識の高い、あわせて異文化間協力のスキルやグローバルリーダーシップスキルの高い学生を育てていく、このようなことを目的とするものでありまして、今の教育体系の中でなかなか難しい課題があるかもわかりませんが、国際的な奉仕プロジェクトや国際ケーススタディ・カンファレンス、この推進は可能だと、このようにも思うところであります。

グローバルな人材育成、国際会議を開催するのも結構でございますけれども、せっかくのこういうコミュニケでの提案ですから、積極的にぜひ検討していただきたいなと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、もう1点、職場における女性の制約との問題提起では、その解決策としてワークプレイス・インクルーシビティ・スコア、なかなかかみそうな御提案なんです、が提案されています。このワークプレイス・インクルーシビティ・スコアとは、現にそれぞれの企業や事業所で働いておられる方々が、月に何回か、男女間の格差に関する問題だとか職場の満足度、こういうものを様々な角度から報告していくということで、非常にシンプルなオンラインツールなんです。例えば、昇進の見通しや管理職や上司に対する満足度、産休・育休のとりやすさ、保育園に子どもを預けるためのサポート、人材投資における平等な機会、こういうもののデータを蓄積して、一般市民がそのデータを参照していろんな議論ができるような、そういう仕組みということなんです。いわばこのデータは、多くの人に参加することによって日々更新、成長、変化していくデータベースのようなもので、ウィキペディアの雇用情勢版みたいな、そんなものではないかと私なりに理解をしています。

このような仕組みがあれば、就労を希望される方が仕事を選ぶときにこれらのデータを参考にできるということだけではなく、こういうことでよいス

コアをとった企業や事業所や機関、ここがやはり社会的に大きな評価、高い評価につながってくるということになってきますので、ある意味では、ウイン・ウインの関係かなと、そう思っております。

先ほど申し上げましたような女性活躍の環境整備、こういう意味からも一定の大きな役割を果たすのではないかと、こう思っておりますが、サミットの提言の中で、県がそのような事柄に取り組んでいく、そういうお気持ちがあるかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 桑名ジュニア・コミュニケーションで提案されたワークプレイス・インクルーシビティ・スコアについての御質問でございます。

県では、誰もが働き続けることができる職場環境づくりに向けて、企業をはじめ関係機関等と連携しながら様々な取組を進めているところです。

その取組の一つとして、若者が就職する際の参考としていただくため、県内企業100社に取材し、各種の企業情報をデータベース化して、「みえの企業まるわかりNAVI」としてオンラインで情報発進しています。

このナビでは、企業の経営理念や社風、求める人物像のほか、先輩社員からのエールとして、就職を決めた理由、仕事のやりがい、これからの自分の目標などの情報を掲載しています。

ナビに掲載している先輩社員の声としては、就職説明会で社長の熱いメッセージが心に響いた、自分から提案できることが増えてきたことにやりがいを感じているなどがあります。

女性の働きやすさという点では、子育て期でも働きやすいように企業内託児所が設置されている、家庭の事情やライフスタイルに合わせたシフト勤務が可能といった情報も掲載しています。

こうした情報を掲載していることについて、求職者からは、会社の雰囲気わかりやすいと、産業団体等からは、情報発進力の弱い中小企業にとっては、人材確保等に効果的であるなどの評価をいただいているところです。

また、本県がワーク・ライフ・バランスの推進をサポートした企業の中に

は、働きやすい職場づくりに取り組んだ結果を発信したことにより、採用のエントリー数が前年度の約3倍となった企業もあります。

今年度も、「みえの企業まるわかりNAVI」の掲載企業の情報更新及び100社の企業データベースの追加を行うとともに、働きやすい職場づくりに取り組む企業の事例を紹介するなど、さらなる情報発信に努めていきます。

こうした取組を基本に、ジュニア・サミットで提案されたワークプレイス・インクルーシビティ・スコアの仕組みも参考としながら、働きやすい環境づくりに関する様々な企業情報を公表することにより、働く希望を持つ人がオンラインで知りたい情報を得ることができ、企業にとってもニーズに合った人材が確保できるよう研究を進めていきたいと考えております。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 桑名ジュニア・コミュニケへの教育における対応について御答弁申し上げます。

桑名ジュニア・コミュニケにおいて提案されたパートナースクール・イニシアティブでは、若者が身につけるべきスキルとして、チームで課題を解決する力や、異文化を理解するための語学力などが必要であるとされております。

6月に実施した三重の高校生サミットにおいても、日本代表の三重県の高校生から、グローバル社会で活躍するためには、チーム力や語学力に加え、他国の若者とディスカッションする力や、自国の文化についての知識が重要であるとの問題提起があったところです。

本県では、平成26年2月にグローバル三重教育プランを策定し、高校生の留学促進や海外研修旅行、英語キャンプなどの実施を通してグローバル人材の育成を進めています。

また、文部科学省のスーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクールの指定校では、中国、カンボジア、インドネシア、マレーシアへの海外フィールドワークでの若者との交流などを通して、生徒の社会課題に対する関心を高めるとともに、深い教養、コミュニケーション能力、問

題解決力などを育成しています。

さらに、本年8月に本県で開催された第10回国際地学オリンピック日本大会には、県内の多くの高校生が参画し、26の国と地域の若者と様々な形で交流を行ったところです。

これらの取組は、県内の高校生が国際社会の一員として見聞を広め、様々な課題に向き合う契機となっています。

今後も、今回の提案を参考にしながら、留学や海外研修旅行、姉妹校提携などによる交流事業など、各校でのグローバル人材育成の取組などを支援することにより、高校生の新たな気づきや学びを促し、他国の人々と協調して、持続可能な社会の実現など、人類共通の課題に対応していく人材を育成してまいります。

以上でございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ワークプレイス・インクルーシビティ・スコア、言いにくい名前前で申しわけなかったんですが、これの一番のポイントは、企業から情報を提供していただくということではなくて、そこで働いておられる方々が、自分たちが体験したこととか実感したことを直接、投稿なり意見を言って、それによってそのデータベースがどんどんどんどんより精緻に、より効果のある内容に変わっていくというところがみそです。ですから、企業からの情報を集めて、それをデータベース化していろんなところからアクセスができるようにするというのも大事なんですけども、やはり、そこで実際に働いている人たちの生の声がそこに反映されていく、そういうことによって、より実効性のある、内容のあるものになっていくというところが大事なので、そのあたりのところを踏まえて、もう御答弁はよろしいですから、しっかりお願いをしたいと思います。

それから、教育のほうも、これはなかなか難しいところがあると思いますけれども、やはりこれからの国際化の時代の中で、こういう方向というのはしっかりと力を入れて、より実効性のある形にぜひ仕上げていただきたいな

と、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

余り時間がないので、伊勢志摩サミット三重県民宣言、これについて少しお伺いをしたいと思います。

この間、ある農業者の会合に出ておりましたら、こういう話があったんですね。メディアセンターでいろいろ食事が提供されたという話を聞いて、156メニューの中で97%が県産材だった。ところが、この中身というのは、我々、余り知らないんだ。これから大事なのは、サミットが成功したというお話を聞くだけではなしに、やはりそういうところで、三重県にはこんないいものがあったよ、こんなにおいしいものがあったよということを我々が知って、それを自分たちが主体的に主役となって全国に発信していく、そういう役割を担うということが大事なのではないか。

サミットというのは、サミット効果を受けてだけではなしに、サミットがあったということを契機に、サミット効果を主体的に外へ発信していく、そのような主役になっていくということだろうと、こう思っています。その前提としてはやはり、情報公開、これが大事だというお話でございまして、県のほうから、きちっと正しい情報が伝わって、それをみんなで共有して、その共有した情報をもとに県民一人ひとりが外に向かって発信していく、そのようなことではないかなと、こういうふう理解をさせていただいたんです。

知事もせんだっての伊勢志摩サミット三重県民宣言の骨子案のときに、県民の皆様が将来に向かってアクティブ・シチズンとしてさらに活躍していただくというための宣言だと、こうおっしゃっておられました。

どういうふうな方向で、どういう思いで、この宣言、知事、つくり上げられようとしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩サミット三重県民宣言（仮称）について、とりわけ県民一人ひとりが自ら積極的な行動を起こすような考え方を盛り込んではどうかということについて答弁いたします。

伊勢志摩サミットの開催に向けて取り組んだ結果、サミットの成功だけで

なく、伝統文化、食などの三重の魅力が情報発信されるとともに、多くのボランティアの活躍や官民協力した仕組みづくりなど、一人ひとりの行動が一つの目的に向かうことによって大きな力として発揮され、多くの成果につながりレガシーが生まれました。

行動していただいた県民の皆様のご多くは、達成感や手応えを感じていただき、また、次なる行動を自ら行っていこうという意欲も、さらに持っていたのではないかと感じています。

今後は、サミットにかかわった県民の皆さんに限らず、より幅広い県民の皆さんに、夢や希望を持って主体的に行動していただくことが重要だと考えています。

こうした行動が全県的に広がっていくことで、サミットの成果を1人でも多くの県民の皆さんに実感していただき、さらに、自分の夢や地域への貢献など、様々な分野における行動や意欲の連鎖が生まれてくることで、三重県や各地域の活性化につながっていくと考えております。

これまで三重の地が受け継いできたものを背景に、伊勢志摩サミットの開催によって世界からの注目が三重に集まることで、自信と誇りを持って自ら行動を起こそうとする県民の皆さんや、企業、団体が増えていることを肌で感じています。

私は、この機運を高め全県に広げていくため、先ほど議員から御指摘があったような行動や発信の手助けとなるような情報発信や情報提供も含めて、県民目線による伊勢志摩サミット三重県民宣言（仮称）を、県民の皆さんと一緒につくっていきたいと考えております。

宣言自体に具体的な項目を書くかどうかは別としても、今申し上げたような、それぞれの人たちがアクションを起こしていけるような一助となる環境を整備するというようなことの趣旨も含めた、そういう宣言にしていきたいというふうに思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） ぜひそういう方向で立派なものを仕上げさせていただきたい

など、そのように期待をしているところです。

時間がありませんので、最後の貧困とひとり親家庭支援、このことについて少しお伺いをしたいと思います。

先日、我が新政みえで東京研修を行いました。ツイッタージャパン株式会社の本社にお邪魔をしたり、テレビでおなじみの政治アナリストの伊藤惇夫さんの政局の話をお聞かせいただいたり、NPO法人ふるさと回帰支援センターに行ってお話を聞いたりいろいろありましたが、その中で特に印象に残っていたのが、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの理事長の赤石千衣子さんのお話であります。

今さら改めて申し上げるまでもなく、シングルマザーやシングルファザー、ひとり親家庭を取り巻く環境というのは極めて厳しい、このように思っております。個々のことは申し上げませんが、本当に大変厳しい中でおられます。

この方々を支援すべく、ひとり親家庭を支援すべく、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいて、各都道府県は母子家庭及び寡婦自立促進計画を立てる、このようになっておるところであります。

三重県でも、平成17年度に第一期、22年度に第二期、27年度から第三期、こういう計画を立てておられるんですが、その御講演をされた赤石先生からの御指摘、三重県ではここが問題ですよということにつきまして少しお話を聞かせていただきたいと思います。

まず、計画に基づいて、高等教育、高等職業訓練促進給付金、これは平成25年度から国の基金事業から国補事業に変わったということで大幅に金額が下がって、給付金の支援の期間だとか給付額、こういうものも減ってきたと。予算ももう半分近く減っています。職業紹介も、求人情数、求職件数とも極めて低い数字がずっと並んでおるとい状態です。

もう一つ、ひとり親家庭等日常生活支援事業というのも、財政上の制約を理由に、家庭生活支援員の派遣回数、派遣時間、これも減少してきておりまして、本当に情けないような数字が並んでいます。

こういう現状、これ、第三期計画で本当に改善できる、克服できるのかと

ということなのですが、いろいろ数値目標を挙げておられますが、今の現状の中でこのようなことが可能だと、お考えなのかどうか、まず聞かせていただきたいと思います。

○副議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 貧困とひとり親家庭支援につきまして御質問いただきました。

ひとり親家庭につきましては非常に経済的に苦しい状況にあるということがうかがえますので、国においてもひとり親家庭の自立支援のための取組を充実するとしておるところでございまして、県といたしましても、ひとり親家庭の自立促進のため、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

先ほど御質問をいただきました二つの事業につきましては、高等職業訓練促進給付金と、それと、ひとり親家庭等日常生活支援事業につきましては、給付額の改定等もございましたけれども、その後、国への提言活動も通じまして給付対象の拡大も図られてきております。また、新たな入学準備金でありますとか就職準備金の制度の創設もありましたし、また、ひとり親家庭等日常生活支援事業につきましては、市町のほうで事業を実施するというような見直しを行いまして事業規模も拡大しておるところでございまして、そういった取組を進めながら計画の着実な推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 例えば、今お話にありましたひとり親家庭等日常生活支援事業、予算は平成22年度が191万3000円、25年度は99万円。新聞によりますと、来年度は政策的経費は55%で要求せよというふうになると、恐らく今度は50万円ぐらいになるのかなと、このまま単純にいけますとね。恐らく一律のカットにはならないんだろうと、こう思いますが、このあたりのところ、やっぱりしっかりと力を入れていかないと、就業実績件数の数値目標、今の

現状8件を平成31年度に40件にするというのは、こんなことは絵に描いた餅だと、このように思っていますので、ぜひそのあたりの御努力もあわせてお願いを申し上げたいと思います。

いろいろお伺いをさせていただきました。冒頭、知事の政治姿勢につきましていろいろとお伺いをさせていただきました。県政に政党的対立を持ち込みたくない、これは我々も同じ思いであります。

しかし、誰がどのような形で持ち込んできたのか、そして、その結果がどうなったのか、こういうところもしっかりと検証をして、今後の反省材料として今後の県政運営を図っていかないと、また同じ問題が繰り返されるのではないかと、その点、危惧をしておるところであります。

我々も会派の中で、また、他の会派の皆さん方もしっかりとこのあたりのところを調整、議論させていただいて、今後の県政、健全で前向きで、そして実効性のある、そういう県政の実現を図っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げ、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 31番 津田健児議員。

〔31番 津田健児議員登壇・拍手〕

○31番（津田健児） 自民党の津田健児でございます。いろいろ言いたいことを我慢しながら、通告に従って質問をさせていただきたいと思っております。

今年も全国学力・学習状況調査の結果の時期になりました。本当はもっと早いところ結果が出て、それを受けて質問をさせていただきたかったわけでございますけれども、しあさってということでございまして、教育を1丁目1番地に掲げて教育が大事だといって選挙で戦った知事だとか、いろんな方面からいじめられた教育長から見れば、待ち遠しいと言ったらあかんのかもしれませんけれども、気になる数字ではないのかなというふうに思っています。

では、質問のほうに入らせていただきたいと思います。

今回は、効果的な教育人材の配置について質問をさせていただきたいと思

います。

よく、教育は人であるという言葉に耳にします。今まで一般質問でいろんな課題を取り上げさせていただきました。法律がとか、あるいは教育施策大綱が、教科書が、施設がと、様々なテーマについて質問させていただきましたが、やっぱり一番大切なことは人であると思います。なぜならば、法律が、あるいは教科書が子どもたちに直接に伝えることはなく、先生の言葉という媒体を通じてしか子どもたちに伝えていくことができないからです。

三重県の全体の予算が約7360億円、そのうち教育費は約1660億円、そのうち教職員人件費は約1200億円です。教育費の75%が人件費ということを考えてだけでも、いかに人の配置、教職員の配置が大事かということがよくわかります。効果的な教職員のベストミックスについて、いろいろと質問をさせていただきたいと思います。

三重県は今年度も、少人数教育推進事業という形で、国の制度による小学校1年生の35人学級編成のもと、三重県独自の取組である小学校1、2年生30人学級、下限25人、及び、中学校1年生35人学級などに約15億円を使っています。さらに、高校は一般財源化されておりますので、小学校、中学校の加配定数約1000人のうち、500人以上を少人数教育に充てています。ちなみに、加配定数の中の生徒指導対応はゼロ、外国人児童・生徒対応は44人です。県単職員149人のうち、少人数教育は52人です。

これらの数字を見ると、少人数教育イコール少人数学級ではありませんが、少人数学級にかなりの教員を配置しているのがわかります。理由は、教員や保護者からの要望が強いということだそうでございます。

また、議会のほうでは、今回も9月定例会議に、教職員定数改善計画の着実な実施や少人数学級推進の請願が上がっています。

そこで、大事な教職員スタッフの配置、大変大きな予算ですので、教育効果のほうを見てみたいと思います。（パネルを示す）これ、ちっちゃくて見えにくいと思うんですけど。全然見えないですね。済みません。

皆様方にお配りをさせていただきました1枚目の表でございますが、まず、

多分これは、文部科学省のほうが少ない数学級をこれからもどんどん進めたいということで出した表でございます。平成25年度の統計でございますけれども、まず、真ん中の赤ライン、議員の方々には黒太ラインかもしれませんが、ティーム・ティーチングを平成22年度未実施で25年度は実施した88校、これについては、結果がこれだけ上がっているということなんです、これ、間違えたのかもしれませんが、ティーム・ティーチングの上のほうを見ていただくと、少人数数学級を平成22年度未実施であります25年度実施したところについては、平均正答率が下がっているということでございます。

下の2番の中学校のほうもそうなんです、例えば習熟度別指導、この太線というのは、文部科学省のほうで太線を、これ、インターネットで取り寄せられるんですけども、引いたところでございますが、習熟度別指導を平成22年度は未実施で25年度実施したところは、平均正答率は0.027ポイント上がっているんですけども、少人数数学級を実施したところについては下がっているというところでございます。

次のパネルをよろしくお願いします。（パネルを示す）

これは、平均無解答数が減少したことをもって、少人数数学級に取り組んだ学校では学習への積極的な姿勢が見られるということで、文部科学省が出した表でございますけれども、これも同じ基準で考えるのであれば、例えば、無解答数（小学校）の一番下のティーム・ティーチングなんです、ティーム・ティーチングあるいは上の習熟度別指導でございますが、少人数数学級を進めたところについては無解答率が少なくなったんだけど、習熟度別指導やティーム・ティーチングを行ったところについては逆に無解答率が高くなったということでございます。中学校についても同じような傾向が見られます。

次のまた表、これもちっちゃくて見えないかもしれませんが、出していただけますか。（パネルを示す）これも見えないですよ。済みません。

これは、学級規模と不登校の発生件数の関係やいじめの件数を調べてグラフにしました。私はパソコンが苦手でございますので、文部科学省から拾っ

てきた数字を、私の後援者、おやじと同級生なんですけれども、同級生の方に頼んでやっていただいた表でございます。

例えば一番左側、高知県なんです、高知県は少人数学級を積極的に取り組んでおるところでございますが、不登校の人数は、1000人当たりでございますけれども、15.5人、それから、いじめについては9.4件です。一番右側、神奈川県なんですけれども、神奈川県は少人数学級に余り熱心に取り組んでいないところでございますが、一番下のところなんです、不登校は13.9人、それから、いじめのほうは1000人当たりですけれども7.5件です。

この表を全体的に見ていただいてもわかるように、少人数学級を進めたことによって成績が上がるとか不登校が下がるとか上がるとか、いじめがなくなる、減る、増えるということはないということによくわかったというふうに思いますが、これを受けて、教育長、わかりました、考え直しますということはなかなか言えないかもしれませんが、私が今まで説明をさせていただいたことを踏まえて、これからの少人数教育、少人数学級をどのようにやっていくのかの答弁を求めたいと思います。よろしくお願いします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 効果的な人材配置について御答弁申し上げます。

本県においては、小1プロブレムを解消する観点から、小学校入学時から基本的な生活習慣や基礎学力の定着を確実にするため、小学校1、2年生での30人学級、下限はついておりますが、順次実施してまいりました。また、いわゆる中1ギャップに対応するため、中学校1年生での35人学級を実施し、児童・生徒一人ひとりの実態や課題に応じたきめ細かな教育を推進しています。これらの少人数学級につきましては、国や県の加配定数を活用しております。

国におきましては、平成27年度全国学力・学習状況調査結果で、学級規模が小さいほど、学習規律、授業態度がよい、学習意欲や授業内容の理解が高まっているなどと分析しています。

本県でも、平成27年度の少人数教育に係る加配定数の活用調査におきまし

て、少人数学級では基本的な生活習慣が身についたなどの報告がありました。また、小学校算数の習熟度別学習では、小数を学ぶ単元で理解が深まったり、小学校国語のティーム・ティーチングでは無解答率が減り、意欲的に学習に取り組むようになったとの報告がありました。

この結果を受けて、本年度は、わかる授業を実践するモデル校101校で、習熟度別学習やティーム・ティーチングなどの実践的な取組を本格的に推進し、少人数教育の効果の検証に取り組んでいます。

県教育委員会といたしましては、現在の少人数学級の取組を後退させることなく、学校の状況に応じた習熟度別学習やティーム・ティーチングの推進に加え、近年増加傾向にある外国人児童・生徒や特別な支援が必要な児童・生徒への対応、小中一貫教育や専科指導などの今日的な教育課題にも的確に対応していくため、教職員の適切な配置を行うことが重要と考えています。

その際には、児童・生徒や学校の状況に応じ、ベストミックスで活用できるよう取組を進め、子どもたちが安心して意欲を持って学べるよう努めてまいります。

また、国におきまして、加配定数の一部を基礎定数化することについて現在議論がなされていることから、その動向にも注視してまいります。

以上でございます。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） 想定どおりの答弁でございまして、それぐらいしか言えないのかなというふうに思います。

先ほど、ティーム・ティーチングを導入したところについては意欲がどうか、でも、一方学力は減っているだとか、非常に理屈が通らないようなことを文部科学省はじめ教育長は結構平気で、そのことをさっき言ったんですね。そのことについて私は言ったんですけれども、平気で答弁されているのでどうかなというふうには思いますが、いずれにしろ、みえの学力向上県民運動のセカンドステージには、少人数指導とか教育の検証ということも挙げられておられますので、教育効果というのを非常に吟味していただいて、教員の

ベストミックスを考えていただきたいなというふうに思っております。

少人数学級を進めれば、1人当たりのクラスサイズが減って、一人ひとりの子どもたちに対する目の配り方が細かくなったり、丁寧に指導できるというところはあるかもしれませんが、それは、これから言いますスクールカウンセラーだとかスクールソーシャルワーカーだとか、違う役目の方々がいろんな目でその生徒を見ていただければいいのかなというふうに思いますので、必ずしも少人数学級ありきの議論だけは慎重にしていきたいなというふうに思いますが、これは大きな方向性でございますので、この場では、はい、わかりましたというふうには言えないかもしれないけれども、津田県議会議員がしつこくこんなことを言っていたなということの片隅に入れながら、いろんな検証をしていただきたいというふうに思います。

それでは、先ほど言いましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用についての質問に移りたいというふうに思います。

スクールカウンセラー、SCと言いますが、スクールソーシャルワーカー、SSWと言いますが、積極的な活用についてお伺いします。

このSC、SSWは、国のほうも、いじめや不登校問題、また、貧困を背景とした生徒指導上の課題に対応するために拡充をしています。国は平成31年度までに、SCを全公立小・中学校約2万7500校に、SSWについては、同じく平成31年度までに全中学校区約1万校に配置を目指しています。さらに、委託事業としてSCやSSWの常勤化を概算要求に入れているようです。

また、お隣の名古屋市は、自治体として初めてSCとSSWを正規職員として配置を進めています。SCを36人、SSWを17人、正規職員で配置をしています。これは、いじめを苦に自殺をしていく子どもたちを見て、現場の反対もあったというふうに聞いておりますが、河村市長が決断をされたようでございます。当然、当初は現場としっくりいっていなかったようですが、現在は成果が出始めているようです。

具体的な成果について、幾つか紹介をさせていただきたいと思います。教員の目が届きにくいところをカバーすることで、児童・生徒を見守る目が増

えた、教員がいじめについて指導し、一定の解消が図られた後も経過観察や見守りを行うことで安心感があつた、担任の家庭訪問や面接が難しい不登校にも、タイミングを見て訪問することで保護者との関係を築くことができたなど、現場からの声も多いようです。

私、政務活動として名古屋市のほうへお邪魔させていただきましたが、名古屋市教育委員会の職員からも、SCやSSWが常勤することで、組織としていろんな課題に対応することができるようになったとお話をいただきました。

普通に考えて、三重県だけではないんですが、ほかの県もそうなんですけれども、週1日数時間の配置や派遣型とは異なり、常勤で対応するのは効果が、成果が違ってくるのは明らかだと思います。これから学校を地域のプラットフォームとして充実させていくために、SC、SSWの常勤化は必要だと思います。

三重県として、SC、SSWの配置計画を、常勤化も含めて教育長にお聞きしたいと思います。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について、とりわけ常勤化についてお答え申し上げます。

本年6月に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランにおいては、課題を抱えた子どもたちに学びの機会を提供するため、平成31年度までにスクールカウンセラーを全ての公立小・中学校に、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区にそれぞれ配置することとされています。

また、来年度の国の概算要求では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの連携のあり方、週5日配置に向けた働き方、学校、関係機関との連携方策について検証するためのモデル事業を行うとされております。

現在、三重県教育委員会では、いじめや不登校、暴力行為などの問題を解

決するため、国3分の1、県3分の2の経費負担のもと、平成27年度から県内の全中学校区にスクールカウンセラーを配置してきました。また、各市町の裁量によって、配当時間数等の柔軟な活用を可能にしたことから、小学校から中学校への途切れのない支援の充実につながっています。その成果として、平成23年度から26年度において、県全体で不登校の子どもが増加傾向にある中、小・中学校へ同じスクールカウンセラーを配置したことにより、24人の減少につながりました。

さらに、スクールソーシャルワーカーについては、平成28年度から1名を増員して9名体制とし、学校の要請に応じた派遣とともに、15中学校区への巡回を行うことにより、事案の未然防止や福祉等の関係機関との連携につなげています。

常勤化についてでございますが、常勤で任用することにより、常時子どもたちや保護者等が相談することができ、教職員との連携の強化が図られ、子どもたちへ柔軟な対応が可能になるなどの効果が考えられます。一方で、子どもたちや保護者などへの、教員とは異なる第三者的な立場からの対応が困難になるのではないかと指摘もあります。

また、人員の確保については、現在も養成機関が少ないことから、あるいは地域バランスなどから難しい状況にあり、今後も困難な状況が予測されます。

国では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務等を法令上明確化し、配置を充実すること、さらには、職として位置づけ、将来的に国庫負担の対象とすることも検討するとしています。

このようなことから、県教育委員会といたしましては、教職員定数に関する法整備を含めた国の動向を注視しつつ情報収集に努めるとともに、これらの具体化を国に働きかけてまいります。

以上でございます。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） ぜひ、モデル事業がありましたら手を挙げていただきました

いなと思いますが、今年も、教育長にないしょにしておったわけではないんですが、東京へ行っていろいろ勉強させていただきました。昨年是一般質問の仕込みに行きましたら見られてしまいましてちょっと気まずかったですけれども、文部科学省に行ってSC、SSWの担当の方とお会いしたらすぐに、三重県はSC、SSWについて非常に熱心だと。効果指標、(資料を示す)これ、教育委員会からなかなか出してくれないので、どういうことかということを知りたいんですが、これは聞きませんが、効果指標をきちっとつくっていただいて文部科学省に報告に行かれたそうでございます。

それで文部科学省の職員から、こんなような効果指標、効果をきちっと報告に上げて要望される県は三重県しかありませんよということでもございまして、私も、教育長、すごく頑張っているんだなというふうに思わせていただきました。教育委員会にこの効果指標をとってきてと言ったらなかなか出してくれなかったものでファクスしてもらってきたんですが、非常に詳しいというか、効果指数表なんですけれども、スクールソーシャルワーカーがかかわって好ましい変化があった児童・生徒数、いじめや不登校や児童虐待、いろいろありますけれども、こういう統計も出されておられますし、あるいは、想定される効果、これからどんどんどんどん進めていった場合、例えば、心理の専門家、そして福祉の専門家が連携することにより、貧困等の問題に適切で効果的な支援を行うことができるだとか、スクールソーシャルワーカーが介入することで貧困等にかかわる事案の未然防止につながるとともに、発生した事案については重大化する前に迅速な対応が図れるだとか、熱心に報告を上げておられるんですね。

先ほど、少人数学級、例えば、貴重な県単定数百何十人おる中で半分ぐらいが少人数教育なんですけど、SC、SSWを常勤で採用するのと少人数学級、両方とも悪いことではないと思うんですけど、どっちが効果的かということを見るとどうなのかなと思うと、名古屋市のような、国の動向を見ながらうんたらということではなくて、子どもたちにとっていいということであれば積極的にその事業に乗っていただきたいなというふうに思いますけれ

ども、多分時間がなくなると思いますので次の質問に行きたいと思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次に学習支援でございます。

放課後だとか休日にとということでございますが、学習支援についてお伺いします。

これらの学習支援は形態が様々です。厚生労働省や文部科学省の事業、文部科学省の事業だけでも健康福祉部が扱う事業もあります。先生は、地域の人であったり教員OBであったり塾に委託したり、様々です。今年度から県議会のほうも子どもの貧困対策調査特別委員会を設置し、熱心な議論をいただいていると思います。言い過ぎかもしれませんが、学力保障は非常に重要であって、学力保障のみが貧困の連鎖を断ち切る唯一の方法だと私は思います。また、私の地元、四日市市笹川地区のように外国人の多い地域では、イベントなど多文化共生のための試みがたくさんありますが、本当の多文化共生の社会を実現するためには、外国籍の子どもたちにきちっとした学力保障、学力をつけさせるのが必須条件だと思っております。

放課後、休日の学習支援は義務教育ではありませんが、年々その重要性を増しています。また、地域によって、育った場所によって、その学習支援を受けることができないということは、あってはならないと思います。

まずは、学習支援の取組や今後の計画、方向性について、教育委員会と健康福祉部になろうと思いますけれども、よろしく願いいたしたいと思いません。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 貧困家庭への学習支援につきまして、健康福祉部の取組を御紹介させていただきます。

まず、生活保護受給世帯の子どもでございますけれども、高校進学率が一般世帯との比較において低い傾向にあり、一般世帯の高校進学率がほぼ100%である中では、そうした学歴がその後の就労に影響を与え、生活保護からの脱却等、経済的にも自立して安定した生活を送っていくことを困難に

していると、そういうふうに言われております。

このため県では、国のモデル事業として、平成25年度から県内の3地域、津市と四日市市と鈴鹿市でございますけれども、におきまして、生活保護受給世帯の子どもの学習支援に取り組んでまいりました。

その後、平成27年の4月からは、生活困窮者自立支援法が施行されたことによりまして、任意事業として、生活保護受給世帯と生活困窮家庭の子どもの対象とした子どもの学習支援事業が制度化され、福祉事務所設置自治体が主体となって事業に取り組むこととなったことから、県内では、県所管地域である郡部、多気町を除く14町でございますけれども、それと、モデル事業を実施した3市を含む9市が実施することとなりました。

この成果でございますけれども、結果としまして昨年度は、初年度ですけれども、例えば県所管地域におきましては、支援を行った全ての中学3年生、この方々が志望校に進学するなどの成果が出たところでございます。

県としましては、おおむね同様の目的から、ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業も同時に進めているところでございまして、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画においては、平成31年度までに全市町において、少なくともいずれかの事業が実施されるように取り組むこととしたところでございます。

今後は、まず、支援を受けている対象者は、数は倍増しておりますけれども、事業未実施の市町、相変わらずあるということでございますので、県内の取組事例等の情報提供を行うなど、事業実施に向けた支援を行いまして、県内の全ての地域でこの学習支援事業が利用できるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 放課後、休日における学習支援の充実についてお答え申し上げます。

県教育委員会ではこれまで、地域とともにある学校づくりの一環として、

保護者や地域住民の協力を得ながら、授業の補助や放課後等の学習支援など、学校や地域の実情に応じた学校支援地域本部の取組を支援してまいりました。平成28年度の実績では、12市町233校において取組を行っております。

さらに、平成28年度からは、経済的な理由や家庭環境により、家庭学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童・生徒に対し、大学生や教員OBなど、地域住民の協力による学習支援活動を実施する、原則無料の地域未来塾の取組を、7市町34校で新たに進めております。

放課後だけでなく、土曜日などの休日や長期休業日も活用し、国語や算数・数学、英語などの学習について、個別指導や少人数指導を行っております。

なお、笹川団地の話が出ましたが、外国人児童・生徒に対して成功モデルとなる全日制の高校へ進学した子どもたちを中学校へ招いて、保護者、生徒に話を聞かせたりするなど、あるいは、逆に中学生が全日制高校を訪問するなどして、夢や望みをかなえる手段についての意欲づけを行っておるところでございます。

本年度より、みえの学力向上県民運動もセカンドステージを展開しておりますが、この中で、家庭の状況により対応が難しい問題については、地域で支える体制づくりを構築するなど、学びと育ちの環境づくりを進めていきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、市町教育委員会と一緒にこれら取組を充実させるとともに、地域と学校が連携、協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく取組を推進してまいります。

以上です。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） レクの前後では大分と話が違うなというふうに思わせていただいておりますけれども、前向きな熱心な答弁をいただいております。ありがとうございます。

福祉のほうも29市町全て整えるというお言葉をいただきました。いろんな

計画もあろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、ただ、四日市市もあるんですけれども、定員、四日市市が20名と聞いたんですが、書類を見てみましたら40名って書いてあったので、どっちが正しいのかちょっとわかりませんが、いずれにしろ、例えば就学援助を受けているところというのは四日市市にも1000、2000世帯ぐらいあるんですね。そのうちの20、30名というのは果たして足りているのかどうかだとか、そういう対象だとか数についても把握をしていられたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたしたいと思います。

それから、教育のほうの学習支援についても、笹川にもこんなことがあったんですけれども、例えば笹川団地、1万人ちょっとぐらいの団地なんですが、隣の高花平の外国人の生徒が受けたいと言っても、定員オーバーだからだめだよというふうに言われました。地域未来塾は四日市市で3カ所なんです。笹川と三重と中部だったと思うんですが、基本的に、中学校区、30ぐらいあると思うんですけれども、そのうちの3カ所しかございませんので、頑張ってやっていただきたいと思います。

ちなみに、くどいようなんですけれども、笹川の子ども教室は、教員を二十何人ぐらい、謝礼ぐらいなものですけど25人ぐらい雇ってございまして、生徒五十何人を受けていますが、全部の予算が280万円ぐらいなんです。学習支援のおかげで笹川も、三重県は全国学力・学習状況調査、最下位というときもありましたけれども、その中でも、笹川団地の学校はその下位におるということで、私の母校が日本の中で一番下位なときもあったんですけれども、教員の方々の踏ん張りだとか、学習支援の方々が一生懸命頑張っていたいて、真ん中ぐらいには来ていただくんですね。

だから、くどいようなんですけれども、県単の職員、多分500万円、600万円すると思うんですね。その半分でその地区の学習支援ができるということも考えて、また戻りますけれども、考えていただきたいというふうに思っております。

福祉は、いろんな塾だとか派遣型なので、ちょっとこの質問は違うかもし

れませんけれども、地域未来塾は、地域で支えられる学習支援、地域で、よし、子どもたちのために頑張ろうやないかという手を挙げる人が、思いが強い人がいないと、なかなかその地区に結成されないんですね。だから、お金はあっても地区でそういう人が出てこない、なかなか地域未来塾というのはでき上がってこないんです。

そのために、お金もありますけれども、大事なことは教員、先生の確保だというふうに思いますが、先ほども笹川の例を挙げて、高校に中学生を連れて訪問していくと。笹川も貧困家庭がほとんどだというふうに聞いておるんですが、頑張っても何々になれないとか、何々はできないという子どもたちが多いで、自己肯定感、よく知事が言われますけれども、非常に低くなっておるんです。高校生と会うことによって、あるいは大学生に会うことによって、頑張ったら先生になれるんだとか、どうなれるんだということを、ちょっと上の先輩から伝わってくるというのは、子どもたちにとっては非常に大事なことだというふうに思います。お願いなんですけれども、ぜひともその先生に、特に教員志望の大学生を活用できないかというふうに考えておるんです。

大学生等の教育アシスタント活用事業ということで国から3分の1かどれだけでもらって、今、大学へ行って広報してもらえるようでございますが、そういう事業も活用できたらなというふうに思うんですが、四日市市には教員養成の大学がありませんので、三重大学だとか皇學館大学だとか、そういう大学の窓口になっていただければなというふうに思うんですが、それについて、教育長、よろしくをお願いします。

○教育長（山口千代己） 教育アシスタント活用事業という教員志望の大学生をとということでございますが、既に伊勢市なんかは皇學館大学に出しまして、こういう希望者はいないかということで、希望者を小・中学校へ派遣しておるというような事例もございます。県も一時その事業をやっておったわけですが、今は紹介をするとか、あるいは、教育学部の方々に市町との連携をしていただいて、しっかりと、ミスマッチも起こさないで、逆に子どもたちの

ためでもあるし、本人が教育実習までは行かないまでも、教育アシスタントをすることによって子どもたちが好きになれるか、教員に向けていないかということも含めて、そういう場の設定ということで、インターンシップとよく似ておるわけですが、そういうようなことを進めておるところでございますので、今後とも、議員が言われたようなことについては意を用いてまいりたいと思っております。

以上です。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） よろしくお願いたします。

質問はしませんけれどもちょっと気にかけてやっていただきたいと思うんですが、これは8月22日付の中日新聞でございまして、（資料を示す）伊勢市のほうで無料塾をやりましたという新聞でございまして。その中でこういうことが書かれておまして、無料塾は全国で広がりつつありますが、県内でどれくらい開かれているのか、子どもの貧困対策計画を担当する県子育て支援課は把握していないということなんですね。これは、記者が多分問い合わせたんだと思うんですけども、私もいろいろと電話したり聞いたりすると、福祉は福祉で把握している、教育委員会は教育委員会で把握している、計画は一緒にやっているんですけども、うまく情報交換されていないのではないかなと私は思います。例えば四日市市についても、同じようなことをやっているのだから、学習支援なので、ここの地区は教育でいきましょう、ここの地区は福祉でいきましょうとか、もしかしたら学童保育と一緒に連携できないかとか、そういうこともぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次のほうへ移らせていただきたいと思っております。

昨年も精神障がい者アウトリーチ推進事業についての質問をさせていただきましたが、今回、相模原市の障がい者施設殺傷事件を受けて私が思ったことを2点ほど質問させていただきたいと思っております。

まずは、犠牲になられました被害者の方々、御家族の方々に心から御冥福

か、お聞かせ願いたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業の対象の拡大について御質問をいただきました。

精神障がい者の中には、御指摘がございましたけれども、御自身が精神疾患であるという認識が持てず、医療機関の受診が必要であるにもかかわらず受診ができなかったり、必要な機関につながっていないと、そういう方がいます。

精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業でございますけれども、これは、医師などの多職種チームが、地域で暮らす精神障がい者の家庭を、おおむね6カ月間を原則として集中的に訪問し、医療機関や他の支援機関につなぐことで、継続して地域で安心して生活できるよう支援を行うものでございます。当該事業は、薬物治療の効果が得やすい統合失調症、気分障害、認知症による周辺症状等がある方及びその疑いのある方、これを対象として、平成23年度に国のモデル事業として開始されたものでございます。

県においても、国の事業開始の平成23年度から鈴鹿亀山圏域で事業を開始いたしまして、27年度からは県の事業として継続してしていると、そういうことでございます。

実施圏域の拡大につきましては、今御紹介いただきましたとおり、御家族の方からの御要望もあったことから、今年度からは津圏域にも拡大しているということでございます。

それで、対象者なんですけれども、当該事業は、医療支援チームの介入によりまして短期的に一定の効果を得ることを期待したものであることから、本県の事業においても、国のモデル事業と同様、薬物による治療効果が得やすい統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分障害、認知症による周辺症状がある方等を対象としておるということでございます。

それで、一方、発達障がい者でありますとかパーソナリティ障がい者、これにつきましては、先天的な要因が大きく、医療だけでは短期的に一定の

効果を得ることが困難ということから、保健や福祉などの関係機関による複合的かつ長期的な支援が必要とされているため当該事業の対象とはしていないと、そういうことでございます。

発達障がいやパーソナリティー障がいの方でありましても支援が必要になった方は、統合失調症とか、あるいは気分障害を併発している場合も多く、こうした場合はそこら辺に着目いたしまして対象として支援をしているということでございます。事業の目的や実施体制、これが一番問題でございますけれども、実施体制等を踏まえますと、発達障がいまたはパーソナリティー障がいのみの方を対象とするというのは、現在では難しいというふうに考えているところでございます。

では、発達障がいやパーソナリティー障がいの方に対する支援でございますけれども、これは引き続き、御相談があった場合は、保健所の保健師等が自宅を訪ねまして、御本人と面談いたしまして、必要があれば医療機関等へつなぐ支援を行っております。また、保健所に加えまして、こころの健康センターや市町、県や市町からの委託事業であります相談支援事業を行っている事業所、こういったところが長期的な視点に立ちまして、連携しながら支援を実施していると、そういうことでございます。

したがいまして、今後は、精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業の実施機関と保健所等の各支援機関が、保健所や市町等が支援対象者の支援策を検討するため、ケア会議というのを集まってやっておりますが、そういった場でより綿密な連携を行うことによりまして、支援が必要な方にはこれらの別の支援が届くような体制を強化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） 病院とか医者から見れば、治療してよくなる、薬を飲んでもらってよくなければ、受けにくいのも事実だというふうに思っております。健康福祉部長が言われるように、アウトリーチのケース会議、この

人は見ておこう、この人はやめておこう、この人はこういう対応でいこうという会議の中で、何かもうちょっと踏み込んだ対応をしていただければありがたいなというふうに思っております。

保健所だとか保健師が派遣されて、きちっとした対応をしていただいているというような答弁をいただきましたけれども、実際は家族がかなりの部分を、負担感を持って見ておるだとか、孤立しておりますので、来年、第3弾ぐらいをさせていただいて、この辺にさせていただきたいというふうに思います。

次に、発達障がいの可能性のある児童・生徒についての支援なんですが、先日、「『平成28年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」の回答について、報告をいただきました。

教育警察常任委員会の意見として、現場からは、発達障がいがいじめと密接にかかわっているとの声を聞く、検討してほしいとあります。村林議員の発言でしたのでその真意をお聞きしましたら、実際に学校で起こったいじめの原因を調査する中で、発達障がいの可能性がある児童・生徒に対する支援が足りないのではないかという御指摘でした。

平成24年に文部科学省から、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果について報告がありました。それによりますと、抽出アンケートでございますが、学習面または行動面で著しい困難を示す生徒が6.5%いるのではないかという数字でございました。実際に現場の先生から聞くと、その6.5%の数字はかなり甘いのではないかという声もよく聞かれるようでございます。

精神科病院の関係者から以前、このようなことをお聞きしました。軽度の発達障がいや学習障がいを持っていながら、子どもの時期に発達障がいとして認知されずに社会に出てしまうと、不適合を起こしてひきこもりになったり反社会的な思考を持ったりすることがよくあります。軽い発達障がいでも、本人や家族がそれを認識して、うまくそれを受けとめて生活していくことは、大変大切なことだと思います。

教育長にお聞きします。

特に発達障がいの可能性のある児童・生徒に対する支援体制をどのようにとられていくのか教えていただきたいと思います。

○教育長（山口千代己） 発達障がいの疑いがある子どもたちにどう対応するのかということについてお答え申し上げます。

県教育委員会では、発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもについて、各学校が作成いたしました個別の指導計画などを含むパーソナルカルテの活用、引き継ぎを図ることで、一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズに応じた指導と支援を行っています。

さらに、きめ細かな支援が必要な子どものために、本年度は小・中学校に、言語障がい、学習障がいなどを対象とした通級指導教室を61教室、5年間で13教室増えております、また、特別支援学級を1029学級、5年間で142学級増しております、それぞれ配置しております。

いじめにつきましては、発達障がいの有無にかかわらず、どの子どもにも起こり得るもので、被害者にも加害者にもなり得るものと認識しています。いじめの背景には様々な要因が考えられることから、学校だけでは解決が困難な事案が発生した場合には、子どもの特性に応じて関係者によるケース会議を開催しています。その際には、担任や管理職のほか、精神的な面の支援が必要な場合にはスクールカウンセラーが、福祉的な面の支援が必要な場合にはスクールソーシャルワーカーや市町の福祉部局の職員等が加わって検討し、それぞれの課題解決に努めています。

今後とも、いじめをはじめとする生徒指導上の問題で、学校だけでは解決することが困難な事案に対しましては、精神的な面や福祉的な面など、専門性を生かした様々な職種の人材が参画することで、子どもたちの安全で安心な学びの環境づくりを支援してまいります。

以上でございます。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） いじめを苦に自殺未遂があったところがありました。

教員からの声ですけれども、発達障がいがあったようですと、ありましたということも漏れ聞いております。個別の指導計画だとかパーソナルカルテというふうに言われましたけれども、医師がこの子は発達障がい、学習障がいですねということになると、きっちりとパーソナルカルテや個別の指導計画に乗っかって、それに基づいて対応したり、親もそれなりの対応をして接することができる。それで、幼・小・中・高等学校と行くにつれて、切れ目のないいろんな引き継ぎだとか対応ができると。でも、発達障がいや学習障がいとして判断されない子どもについては、そこになかなか乗っかることがなかったようなんですね。その判断は難しいかもしれませんが、そういうところをやっぴりきちっと見ていただけないとだめなのかなというふうに思っています。

要望にしますけれども、例えば、先ほど6.5%の生徒が、やっぱり発達障がいではないのではないかという統計が出ましたが、何らかの形で申し出があった場合は、医師等の派遣をしてその生徒を見ていただく。うまく学校が、家族が受けとめて対応するという事は非常に大事だと思うんですね。知らず知らずのうちに社会に飛び出て不適應を起こしたということにならないように、もうちょっとそういった工夫もやっていただければなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

若者の投票率向上についての取組をお聞きします。

今年7月に行われました参議院議員選挙で、総務省が発表した18歳、19歳の投票率は45.45%でした。18歳は51%、19歳は39.66%です。特に18歳の投票率は、想定した投票率よりもかなり高いものになりました。これは、初めて未成年の選挙ということでマスコミも熱心に取り上げたことや、高校での主権者教育の成果であると思います。

先日、日本経済新聞、若者の投票行動というタイトルの記事を読みましたら、大学生が投票に行った理由の1番は国民の義務、2番目は政治に関心があるだったそうです。投票しなかった理由の1番は今住んでいるとこ

ろに投票権がない、2番目は忙しかったから、3番目は関心がないと続いていました。大学生は進学に伴い住民票を実家に残していることが多いようでございますが、県選挙管理委員会として県内大学への投票率アップの働きかけをどのようにされているのか、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

〔高木久代選挙管理委員会委員登壇〕

○選挙管理委員会委員（高木久代） 大学における若者の投票率向上への取組についてお答えいたします。

県選挙管理委員会ではこれまで、若者の投票率向上のための取組として、選挙時におきましては、ショッピングセンターなどにおける街頭啓発や、若者に向けたラジオ番組による啓発などを行ってまいりました。また、常時啓発といたしましては、三重大学に働きかけ、大学祭における模擬投票などの啓発活動を実施してきたほか、同大学の協力を得て、若者に政治や選挙を身近に感じてもらうためのイベントを行うなどの取組を進めてまいりました。

これらの取組に加えまして、選挙権年齢が引き下げられました本年7月の参議院議員通常選挙では、特に大学生の啓発として、県内の大学生がパーソナリティーを務めますラジオ番組と提携した啓発イベントを三重大学で実施し、その様子を放送したほか、大学生の意見をもとにした若者向けの啓発資料を作成するなどの取組を行いました。

また、大学生が投票しやすい環境を整備するため、津市選挙管理委員会において、三重大学に7月4日と5日の2日間、期日前投票所を設置し、期間中231名の方に利用していただきました。

この結果、今回の参議院議員通常選挙における18歳と19歳を合わせた投票率は県全体で50.12%となり、全国平均の46.78%を上回り、47都道府県中7番目に高い結果となりました。また、県全体の19歳の投票率は45.37%となり、県全体の18歳の投票率を9.43ポイント下回ったものの、全国平均の42.30%を上回り、47都道府県中8番目に高い結果となりました。

今後各市町選挙管理委員会との連携を密にし、大学の協力を得た啓発活動などを通じて積極的に若者の政治や選挙に対する関心を高めていく取組を

行っていくこととともに、大学への期日前投票所の設置を増やすなど、若者の投票環境のさらなる向上、改善に向けた取組も進めてまいりたいと考えております。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） どうもありがとうございました。

高木委員が答弁するということを知らなかったもので、知っていたらやめていたかもしれませんが、どうもありがとうございました。個人的なことで済みません。

次に、時間がないので要望だけにしますが、主権者教育なんですけれども、今回、名張市の事件があってから余り大きな問題にはならなかったんですが、やっぱり個々の先生に主権者教育を任せるのではなくて、学校全体の課題として、指導計画をつくってちゃんとやっていただきたいというふうに思っています。

もう時間がありませんので、これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

岡野恵美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） お許しをいただきましたので、岡野議員の質問に関連いたしまして聞きたいと思います。

国民健康保険の財政運営の都道府県化ということですが、この都道府県化、今はまだ市町のことなのでここで論議することじゃないんじゃないかという声も後ろから聞こえましたけれども、平成30年度に都道府県化になるための準備をしてみえる今、きちんとした認識を持っていただきたいと思って確認をさせていただきたいと思います。

ここにいらっしゃる皆さんも、退職をされたら2年間の任意継続を経て国民健康保険に移られます。そのときに、どれくらい高い保険料だと、そのとき

どうなっているか、三重県の一本化された国民健康保険が安価になっていればいいとは思いますが、そんな状況に皆さんも行かれるわけです。

鈴木英敬知事は、前職のお仕事をやめられて、そしてその後国民健康保険に入られたことがあるかどうか、私はわかりませんが、あるのであれば実態はつぶさに知っていらっしゃると思いますし、皆さんは制度を設計していく立場でありますし、私たち議員というのはそれについて決定をしていく立場でありますので、この国民健康保険も、実態をより知っていただきたいということでもって、数件、今からちょっと紹介をいたします、国民健康保険家庭の事情を、家計事情。

これ、教科書に書いたようなお答えを知事にさせていただきました。財政運営が大変市町で困難だというようなことや、その問題点を教科書に書いたような形でお話しいただきましたけれども、ちょっと幾つかの例を紹介いたしますので、それらの御家庭の様子をお聞きいただいて、どんなふうかなということ想像していただいて、知事に、認識をお答えいただきたいと思うんです。

65歳以上の夫婦、これは年間、お一方お一方が66万円の公的年金を支給されている65歳以上の御家庭、2人の御家庭です。こんな例は余りないんです、それぞれが満額支給されているというのは、そういう中でいきますと、月々11万円ぐらいが手元に乗り、もちろんこれは可処分所得ではありませんので、いろいろなことで引かれます。というふうな中で、月々に、本来は9回引き去りされますけど、年金で引かれる場合12回と、分けてわかりやすいように考えると1万3000円ぐらい、毎月です。

それから、若い人たちの国民健康保険というのが、国民健康保険に入らない人もいますけれども、仕事がなかなかきちんといかなくて、所得が少なくという方で200万円の年所得の方。国民健康保険に入っている若い人で200万円っていいほうなんです。200万円として、ひとり暮らしで、この方が月16万円です、12で割ると。アパートに入って様々なものを、車のローンがあつたりとか、そんなことを考えて、この方、1万7000円ぐらいなんです。

これは四日市市の例で言っています。いろいろありますけれども、この状況でも、この200万円というのはよっぽどいいほうです。

39歳までの若い方で、例えば国民健康保険の全国平均の年所得というのは66万円なんです。その平均値に置きかえてみましょう。派遣とか、それからアルバイトとか、そういう形でいらっしゃる方は、これ、月になべて5万5000円手に乗って、そして、保険料は月に6500円ちょっとかかります。家族の方と一緒に、援助を受けていなければ、生活保護に入らなければいけない状況です。家族がいたらやっています。家が親に与えてもらっていたらやっています。

先ほど岡野議員の質問の中では、ある一定のけんぽ協会とのものを比較しましたが、30代の夫婦、200万円の世帯主の所得と30万円のパート所得のお二人で子どもが2人という御家庭でいきますと、月々に割ると19万円です。これは、もちろん可処分所得ではないです。単純に12で割ったら。そして、この国民健康保険料が2万6000円、月々です。

こういう家計実態、知事はどのようにお考えに、どうお捉えになりますか。お伺いをしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私も経済産業省を退職してから知事になるまでの間は国民健康保険でありましたけれども、今、山本議員が御紹介された事例などについては大変な御苦勞がいろいろあるんじゃないかなというふうに感じたところでありまして、国民健康保険家庭の方々も様々でありますので、全てが山本議員がおっしゃったような状況ではないと思いますけれども、そういう低所得者の方々とかに対する軽減措置とかも、制度的には維持されるというような話もありますので、それぞれの実態をしっかりと聞きながら、市町と連携して混乱のないような対応をしていくということが大事だと思います。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 県民党、これからも引き続き、県民の利益のために頑張っていただく、県民の困難解決のために頑張っていただくということで

しょう。

それで、この制度設計ですけれども、今もお答えいただいたように、大変御苦労があるというお答えをいただいたこと、本当に私、ありがたいと思っております。実態は苦労があると思います。個々にいろいろなケースがあるので、今言ったのはその一端ですけれども、実質的に教科書どおりのお答えをいただいた前段のところにもあったように、見るからにデータ上生活困窮がある、そして、国民健康保険料を払ったがために、あるいは、年金の方は自動的に引き去りですから、国民健康保険料引き去りがされたために、病院に行けるはず、保険証も持っているのに、未納がなくて、その一時金を支払うことが不安だからといって行けない御家庭があったり、それで重篤化したりということも問題にたくさんなってきたわけです。

大きな問題は、平等割とか均等割とって、所得のない子ども、それから、高齢者の、例えば年金暮らしの方が、最近では多く問題になっている40代の、例えば引きこもってお仕事もできない体や精神状態にある方と一緒に生活をしているところなんていうのも平等割や均等割というのがかかってくるという、そんな現実があるということの認識を十分していただいているというふうに捉えて、それであれば、一本化に向けて市町の担当の方々には本当に苦労されているので、その実態をわかっているがゆえに、そしてまた、今、未納の問題も多くありますし、それから、払えるのに払えないというふうに言われる人たち、一部です、に支払っていただくとして、その回収に行く苦労もあって、それを今回は、作業はそのまま市町に残して、大きな運営としての運営者になるということを進めていくわけですから、都道府県化については、私ども、反対はしておりましたが、これがよいふうに、今、困難な状況、大変な状況だとわかるとおっしゃいましたので、困難な状況を少しでも解決するような方向に向かっていただければいいなと思います。

さて、この国民健康保険ですが、社会保障という観点で運営をしていただけますかどうか、お伺いをいたします。

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 今回の国民健康保険制度改革につき

ましては、社会保障制度改革の一環として国のほうでも制度設計されてお
りまして、今、議員御指摘の部分につきましても、低所得者の対策につきま
しても、今後、保険料の軽減措置等々で拡充されていくということを聞いてお
りますので、私どもも丁寧に、各市町の状況を踏まえながら議論を進めさせ
ていただきたいと思いますと考えております。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

助け合いではなく社会保障ということ、これ、もともと社会保障で始まっ
たので国の財政投入があったわけです。それをどんどん引き去って行って助
け合いだということを植えつけようとこれまでしてきましたけれども、今、
三重県は社会保障として運営をしていくということでお答えをいただきました
ので、社会保障としてしっかりと位置づけていただきたいと思います。憲
法第25条に基づき。

○副議長（日沖正信） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに
終結願います。

○5番（山本里香） 頑張っていたきたいと思います。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。明27日は休会といたしたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明27日は休会とすることに決定い
たしました。

9月28日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。
午後 3 時13分散会